

第60回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成18年10月30日（月）

開議 午前10時

会議に出席した議員（19名）

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	安治川敏明	4番	豊岡市	上坂正明
5番	豊岡市	梅谷光太郎	6番	豊岡市	岡満夫
7番	新温泉町	岡本和雄	8番	新温泉町	小林一義
9番	豊岡市	川口匡	10番	豊岡市	福田嗣久
11番	豊岡市	吉岡正章	12番	豊岡市	椿野仁司
13番	新温泉町	田中要	14番	新温泉町	宮脇諭
15番	香美町	柴田幸一郎	16番	香美町	浜上勇人
17番	豊岡市	升田勝義	18番	豊岡市	森井幸子
19番	豊岡市	谷口勝己			

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸  
書記 原重喜  
書記 長谷川幹人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
助役兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
代表監査委員	大禮謙一
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	岩下省一
監査委員事務局長	池上 晃

構成町長

香美町助役 岩槻 健

## 議事日程

第1 諸般の報告

第2 議案（第9号議案～第12号議案）一括上程

一般質問

各議案ごとに質疑・討論・表決

日程追加 議員提出第1号議案 陳情等調査特別委員会設置について

（上程・説明・質疑・討論・表決）

第3 陳情第1号 上郷区の広域ごみ、汚泥処理施設の建設に反対する陳情書について

（上程・説明・質疑・討論・表決）

第4 陳情第2号 上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について

（上程・説明・質疑・討論・表決）

第5 陳情第3号 上郷地区の広域ゴミ・汚泥処理施設の建設に反対する陳情書について

（上程・説明・質疑・討論・表決）

## 議事順序

1. 開 議

2. 諸般の報告

3. 議案（第9号議案～第12号議案）

一括上程

一般質問

6番 岡 満 夫 議員

3番 安治川 敏 明 議員

1番 山 本 賢 司 議員

4. 各議案ごとに質疑、討論、表決

5. （日程追加）議員提出第1号議案

上程・説明・質疑・討論・表決

6. 陳情第1号

上程・説明・質疑・討論・表決

7. 陳情第2号

上程・説明・質疑・討論・表決

8. 陳情第3号

上程・説明・質疑・討論・表決

9. 閉会中継続審査議決

10. 閉会宣言

11. 議長あいさつ

## 12. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

議長（谷口勝己） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

議長（谷口勝己） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

4番上坂正明議員。

議会運営委員会委員長（上坂正明） 4番上坂です。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を一括上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から質問を行います。

質問通告のありました議員は3名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複を避け簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、各議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

次に、陳情第1号から第3号までの審査を行います。

次に、閉会中の継続審査議決を行って、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

議長（谷口勝己） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第9号議案～第12号議案（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について外3件）

議長（谷口勝己） 日程第2、第9号議案職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について外3件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき順次議長より指名いたしますが、自席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、6番岡満夫議員。

岡 満夫議員 おはようございます。6番の豊岡市議会の岡でございます。議長のご指名をいただきましたので、1番目の質問者として質問をさせていただきます。

その前に、私ごとでまことに恐縮でございますが、豊岡市議会は昨年の改選後満1年を迎えておりまして、申し合わせによりまして議会役員任期は1年となっております関係で、引き続き本組合議員としてこの先議場に出させていただけるかどうかわかりませんので、この際、本組合の事業について私の所信を申し上げ、後に一般質問をさせていただきます。

申すまでもなく、本組合は広域的にごみ汚泥処理をするために設立された一部事務組合であり、その基本計画及び処理施設適地選定業務を合併前、構成1市10町の市町長と議会議長で組織する処

理施設推進協議会で確認し、平成16年6月に日高町上郷地区を最終適地として候補地に選定をいたしました。以来、間もなく2年半を迎えようとしています。

ご承知のとおり、一般家庭から排出されます廃棄物の処理は、法律によって排出する自治体の責務となっており、ごみ処理問題は待ったなしの対応、対策が要求されます。

さらには、事業費の合併特例債の活用期限や現在使用中の焼却炉の使用可能期間等々を考慮するとき、私としては上郷地区の皆様のご理解をいただき、一日も早い事業推進を願うものであります。

しかし、この事業については今日まで当組合議会、また豊岡市議会などに反対陳情も提出されており、事業に対する住民の方々の賛否の意見もまたいたし方ないことと考えますが、最初から聞く耳持たぬや反対のための反対のスタンスは、率直いかがなものかと私は考えております。

さらには、本組合議員や構成市町議会の議員にも白紙撤回論まであります。各議員にもまたいろいろなお考えがあって当然と思いますが、しかし行政の一環にかかわる議員として、また今日までの事業決定に至るプロセスを考えると、ただ反対だ、白紙撤回しろなどということは許されません。反対であるならば、直面する我が町のごみ処理問題をこれからどう対応するべきか、しっかり実現可能な対策を市民に示すべきであります。

私は今、上郷地区の皆さんにご理解、ご協力をいただくためには徹底した施設の安全安心のあかしと、さらなる誠心誠意の組合対応の必要性を感じております。そのためには、まず法律に基づく環境影響調査の実施であり、その結果によって上郷地区が真の適地か判断され、その時点が本事業のスタートラインと考えております。稼働開始の予定まで平成25年を考えると、事業の性格上決して猶予はありません。当組合の一層の努力を要望し、通告に基づいて質問いたしたいと思っております。

質問の第1は、上郷地区対策についてであります。

まず、管理者にお尋ねいたしますが、本事業に係る地区の今日までの現状をどのように認識しているのか、まずお尋ねいたします。

また、8月には栗東市への先進地視察が実施され、22名が参加されたようですが、今後の予定と研修視察等の成果についてもお尋ねをいたしておきます。

質問の第2に、環境モデルエリア構想の提示についてお尋ねをいたします。

この構想案の内容については、どのような事柄に重点を置いて作成されたのか、地元要望についてはどのような配慮があったのか、お尋ねをいたします。

次に、構想案の地元説明会についてであります。

まず、説明会における区民の反応と質疑の内容についてお尋ねをいたします。

また、会場において反対者による抗議行動があったとのことですが、どのような行動で、抗議内容はどのような内容なのか、お尋ねをいたしておきます。

また、この構想案については今後いつごろどのような取りまとめがなされるのか、お考えをお尋ねいたします。

質問の第3は、環境影響調査についてであります。

管理者説明では、いまだその理解が得られていないとのことですが、環境調査における地元合意

の判断とは地区民の100%合意か、地区区長の意向によるものなのか、その判断基準についてお尋ねをいたしておきます。

また、当初予算計画では調査はことし10月ごろの予定となっておりましたが、これらの予算を含めたタイムリミットについてのお考えもお尋ねをいたしておきます。

質問の第4は、周辺地区及び陳情地区の対応についてであります。

さきの管理者説明にもありましたが、周辺地区への取り組みとして9月16日、隣接する中辻地区での事業説明と講演会、また10月8日には市谷区での説明会と講演会、10月12日には中郷地区での説明会と学習会が開催されます。また、市谷区では先進地視察も計画中のこととあります。これら周辺地区における本事業に対する理解度についてまずお尋ねをいたします。

さらには、隣接地区のみならずごみ焼却はさまざまな有害物質を出す極めて危険な施設や、施設から5キロ圏の焼却炉の排気ガス公害を懸念する声等々がございますが、これら市民の声に組合としてどのように答えていかれるのか、お尋ねをいたします。

質問の最後に、管理者にお尋ねをいたします。最近、街頭や市の管理施設内で本事業に反対する人たちにより豊岡市長及び管理者を誹謗中傷するかのビラがまかれておりますが、これらの行為及び内容についてご所見があればお尋ねをいたし、最初の質問といたします。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） 冒頭、岡議員の所信のご説明がございました。特に、現在の白紙撤回論についてのご議論もございました。私も経緯をよくご存じない市民の皆さんに、なぜ3つのものを一つにするのか、一度立ちどまって考えてはどうかというご意見があることは、これは当然のある意味で反応だろうと思います。

しかしながら、事、議場におきまして長い議論の経緯をご存じの方々と私たちの議論において、白紙撤回論が出てくるのはいかなものかというふうに私も考えております。といいますのは、既に正式な手続きをしっかりと踏まえた上で3つの施設を統合して一つでつくるという方針が正式に決定をされ、そしてそれでもう市町も職員を出して事業を進めております。したがって、これを白紙に戻せというのであれば、それが妥当であるということの合理的な論拠をきっちりと示す必要がございます。なぜ38億円も一緒にすれば安くつくのになら、それをわざわざ高くつくような3つ別々につくる案をとらなければいけないのか。ダイオキシン対策は、統合することによって24時間運転が可能になり抜本的な対策がとれるのに、なぜわざわざ抜本的な対策をとらなくていいとおっしゃるのか。熱回収が統合することによってより効率的になるにもかかわらず、なぜそれをわざわざ非効率な別々にしろとおっしゃるのか。その明確な根拠をお示しにならずにいたずらな反対論というのは、私は議会人としてどうかというふうに思っております。その意味では、岡議員と同様の思いでございます。

私といたしましては、現在の状況を白紙撤回する合理的な理由があるとはとても思えませんので、岡議員のご支援もいただきながらぜひ前へ進めてまいりたいと、このように思います。

9月29日の環境創造モデルエリア構想についての説明会において、抗議行動はどのようなものであったかというご質問もいただきました。

当日、建設に反対する住民の方約30名が上郷区公民館前で座り込みなどをされまして、いわゆるビケを張って、組合の職員が会場に入るのを阻止をしておられました。私は、開会時間の午後8時の約10分前に会場に着きましたけれども、その際も抗議行動は続けられておりまして、会場に入ろうとする私に対し、上郷区民有志一同という名称で抗議文が読み上げられました。

ただ、それまでには他の上郷区の区民が多数おいでになって会場に入っておられまして、組合の職員も合同するような形で中に既に入っておりました。私に対しても前に立ちふさがれたわけでありまして、物理的に阻止するというよりは、前にかく立たれて、そして抗議文を読まれたというようなことでありましたので、それほど激しいといった印象のものではございません。

抗議文の内容といたしましては、その説明会が区の三役の独断で行われていると。そういったことをやめるべきであるということを書いてるけれども、強行するのはこれは市長の責任である。区行政のゆがみというのが起きていて、その責任はすべて私にあるといった抗議文でありました。内容といたしましては私はとても納得できるものではございませんが、お聞きをして、その後、会場に入り、説明会が行われたところです。

ちなみに、反対派の方々も説明会場に入っておられまして、なぜこういった会をそもそもするのかといった議論が相当なされましたけれども、入っておられた区民の皆さんの中から、私たちは聞きたいんだと、あなた方は聞きたくないのであれば帰ればいいのではないかと。とにかくモデルエリア構想が区に対して提示をされ、区民に配られて、その中身を聞こうということであるから、賛成するか反対するかは別として私たちは聞くために来たんだと。こういった声もいただきまして、その後は比較的穏やかに進んだのではないかと思います。もちろんその反対論なり意見自体は厳しいものはございましたけれども、会そのものは何か騒然とした、あるいは不穏な雰囲気ということではなくて、比較的冷静な雰囲気の中で説明会が行われたものと、このように印象を持っているところでございます。

それから、説明会の反応でございますが、質問自体の多くは反対派の方々からのご質問でございまして、施設そのものについての質疑といったことが多数でありましたけれども、私自身が最初に説明をしながら会場の皆さんの反応を見ておきますと、多くの方がうなずきながら聞いておられました。それは必ずしも賛意ということではないと思いますけれども、少なくとも言ってる中身については理解できる。賛否はあくまでその次の段階でありますけれども、そのような反応であったというふうに思います。

ただ、とはいいいましてそれですすぐ納得できたということには至っておりませんし、約90名の方のご参加でありましたけれども、区民のいわば有権者の方々から見るとまだそれほど圧倒的多数という人数でもございませんので、私といたしましては引き続き説明会あるいは意見交換会をさせていただいて、私たちの趣旨というものを十分ご理解いただけるような努力をしていきたい、このように考えているところでございます。

それから、管理者なり市長を誹謗中傷するピラがまかれてることについて、どのような感想を持つかというご質問もいただきました。

厳しい内容のピラはたくさん配っていただいておりますけれども、私から見てこれはいかがかと思うのは1つだけでありまして、中貝市長はうそつきであるというタイトルを大きく書いたピラでございます。区の中だけではなくて、市役所で早朝、職員が出勤してくる途上で職員にも配られました。このうそつきであるというのは、実は事実全く反しております。このピラの中を見ますと、うそつきであると言われる根拠は、国に対して循環型社会形成推進地域計画というものを出して、全体の事業、これは上物についてであります、その交付金の枠をとるという趣旨で出したものであります、その中に上郷の同意も得ないまま予定地上郷と書いて環境省に出したと。しかも、国から93億円の内示を手に入れている。こういったことを区民に知らせていないというか、そういうものだという説明もしてないといった趣旨だろうと思います。

しかしながら、このまず予定地上郷と書くのは私たちの側の予定であって、区民の皆さんの同意をいただくかどうかは関係ないものであります。行政側がどういう計画を持ってるかと言われるば、私たちは上郷区にという計画を持っています。ただ、計画が計画どおりに実現できるかどうかは、これは区民の皆さんの同意をいただけるかどうか、あるいはその先に地権者の合意をいただけるかどうかということありますから、決しておかしなことではございません。

ちなみに、この循環型社会形成推進地域計画の計画本文の中には入っておりません、これはつまりどういう施設をつくるのかということが書いてあるわけでございまして、参考資料の中に予定地として上郷区を予定していますと書いてあるにすぎません。実際、担当者と環境省とのやりとりを見ましても、実際うまくいっていますか、なかなか難しいです、そうでしょうねということで議論は終わっておりますので、このことをもってうそつきだと決めつけられるいわれは全くないものと思います。

また、かねてからこの循環型社会形成推進地域計画を国に提出するのは予算の枠をあらかじめとるためのものであるということは議場でも、あるいは上郷区の皆さんを対象とした説明でも何度も説明をさせていただきました。予算の枠をとるということは、つまり内示を得るためのものだというのでございますので、これはもう説明したとおりのことをさせていただいていることで、うそつき呼ばわりをされる必要は全くないのではないかと、このように考えているところです。

一般論でありますけれども、こういった誹謗中傷の文書というものは、一見その相手を傷つけているように思いながら、これはあくまで一般論としてでありますけれども、私は実はそのような言葉を発する人がみずからをおとしめるものになる、みずからを傷つけるものであるというふうに私自身にふだんは戒めております。私は、みずからをおとしめることとなるような誹謗中傷の言葉を絶対に使いたくない、このように考えているところでございます。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 私の方からは、上郷区の現在の認識と、それから周辺地区に関しますものにつき

ましてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、上郷区の現在の状況に対する我々の認識でございますけれども、この2月の議会の定例会以降、管理者がみずから地元の方に出向きましたのは5回ございます。その中で説明会、先ほど来管理者も申し上げましたモデルエリアの説明会も含めましてでございますけれども、そういう中で最初はなかなか集まっていたく方も少なかったわけですが、先ほど管理者からもありましたように聞きたい、聞いてみたいという方もかなり出てまいっておるように思われます。

視察につきましても、最初はもうその必要なし、学習会についてもその必要はなしというようなご回答をいただいたわけでございますけれども、区の方の対策委員会の中で区民だけでいろいろな議論をされた中には、いや、やっぱりまだ聞きたい部分もあるよというような意見もあったやに聞いておりました、再度お願いをしました結果が学習会の開催であり、また視察の実施であったということで、非常に表に出た部分では反対をされております。特に上郷の暮らしを守る会ということでの行動、意見が強うございますけれども、区民の中にも先ほど申し上げますとおりはっきり聞いてみようと、そして判断しようという方もかなりあるのではないかと、こういう思いをいたしております。

視察でございますけれども、そういった事情の中で実施したものでございまして、22名ということで若干我々の期待よりも少うございましたけれども、栗東市をご視察いただきました。これはちょっと規模としては小そうございましたけれども、平成15年に稼働したものでございまして、新しい施設ということで、ストーカーという、我々が目指しております焼却を主とした施設でございました。

意見交換、質問等の質疑等の中でもありましたけれども、この栗東市がどういう考え方でこの施設をつくったのか。それは、やはりごみを減らしていく中で極力リサイクル、資源化を図る中で規模の小さいものをつくっていくんだと。これが地元の要求でもあったし、栗東市の考えでもあったと、こういったようなお話をお聞きをさせていただいたわけでございます。

中には、理解をしていただいた方も大半あったかと思っておりますけれども、リサイクルということに関して、それが例えば容器包装のプラの部分でございますけれども、これがリサイクルをされた先はまた燃焼、助燃材等に使われるということについて、やはり焼却ではないかといったような意見も出されたりして、それぞれ思いは違った部分はあったかもわかりませんが、我々の求めました所期の目的は達した視察であったなと、こう思っております。それまでに過去にも視察をしていただいておりますので、延べにいたしますと5回の視察を上郷区の方にはしていただいたことになっております。

それから、次に周辺の地区でございます。周辺地区の理解度、特に市谷、中郷につきましては区ごとに説明をさせていただいたわけでございます。これにつきましては、管理者みずからやはり出席をいたしましてお願いを申し上げたわけでございますけれども、特に市谷につきましては、過去に隣接をして日高の施設があったということにつきましての非常に懸念というものがございました。それから、一部道が国道筋狭い部分がございます。こういったことに対する排ガスを含めての不安

というような話もございました。中郷につきましても、その点につきましては同様の内容のものがあつたというぐあいがございます。市谷はさらに非常に具体的な、煙突の高さはどうであるかとか、あるいは公害防止の基準はどう実質的なものを考えとるのかというような、非常に突っ込んだご質問もあつたわけですが、まだまだ計画が整っておりませんのでその辺のお答えはできませんでしたが、非常に関心が強いなということを感じましたし、今後まだまだ区民の皆さん疑問も持つていらっしゃるし、我々もできる限りの説明をさせていただき、ご理解を得るような方向の場を設けていく必要があるというぐあいに感じたところでございます。

それから、さらに今回周辺の地域、市谷を除いた部分からも陳情が出ておるわけでございますけれども、非常に距離的にいしましても遠距離と我々は思われる部分の皆さんからも出ております。こういう部分に対する対応につきましては、個々にということはなかなか困難でございます。したがって、13市民、香美、新温泉を含めましてそういう方々に対する理解を求めると同様の形で、広報紙あるいはホームページ、さらには今後フォーラムも開催をしたいということで、広く基本的なご理解をそういう中で求めていきたいと、こんな考えをいたしております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、私からは構想内容についてのご質問の中でどのようなことに重点を置いて策定をしたのか、また地元要望への配慮はどうだったかという点についてでございます。

まず、このモデルエリア構想につきましては、去る9月11日付で議員各位にもお配りをさせていただきました。この計画を簡単に申しておきますと、全体のコンセプトが2つありまして、1つ目が精神的、先導的な環境創造による村づくりの推進、2つ目が自然豊かな安全安心に暮らせる地域整備というコンセプトのもとに、事業を5つぐらいのジャンルに分けて19の事業を提案をいたしているわけです。

まず、これらのモデルエリア構想は、総括説明で管理者が申しましたようにまずたたき台として提示をしたということでございますが、少なくともこのような提示をさせていただいた事業をベースにお考えいただければ、モデルエリアとしてすばらしい地域が構想され、今後、話し合いの中でそういうものが進んでいく中でより重点的なものが絞り込まれ、あるいはつくり上げられていくのではないかとこのように考えています。

次に、説明会についてのことでございますが、1つ目の区民の皆さんの反応については先ほど管理者が申し上げました。

そこでどういう疑問がなされたのかということでございますけれども、その前に簡単にこの説明会を開催いたしましたまでの経緯を申し上げておきたいと思っております。

説明会は、9月の29日に上郷区公民館で午後8時から11時前まで行いまして、区民の皆さん約90名がご参加をいただいたということでございます。これまでの間には、昨年のもう12月の11日に上郷区の懇談会を行いまして、管理者が出席をいたしました。このときに管理者が、ごみは環境問題の代表的な事項であり、その処理施設を整備するについて、適地として絞り込みをいたしましたこ

の地域を環境モデルのエリアとしてつくり上げていくために、地域の皆さんと一緒にまちづくりを考えていきたいという提案をいたしましたわけですが、すなわちこのような計画が実現されれば、すばらしい上郷地域がつくり上げられるという発言をしたということです。その後、4月の12日に区民懇談会を開催し、このときにも管理者からそのように申し上げて、さらには4月の23日に老人会の総会がございまして、そちらにも説明やらお願いに行きました。その後、申し入れていましたこのモデルエリアの具体的提示を9月4日に区長様にいたしました。それが7日の日に全区民さんにお配りをされまして、そして9月29日に説明会をさせていただくように至ったということでございます。

なお、この説明会には豊岡市としての取り組みも多々入っておりますので、組合職員のほかにもコウノトリ共生部部長あるいは市民生活部長も出席をいたしまして、説明をしているということです。

説明会における質疑の内容でございますが、先ほど管理者が反対をなさる方々との意見も多くあったということですが、私からは、このモデル構想に関する質疑の直接的なものとして2点だけ申し上げておきたいと思っております。

まず、このモデルエリア構想における事業提案をしておりますが、たくさん事業が提案されると。この事業を実施するには、それ相当の期間が要するわけです。それについて、市長の任期との関係でその事業を実施するという責任は持てるものですかという質問がございました。

また、この構想は施設の建設を受け入れるならばやるという性質のものでかという問いがございまして、いずれも管理者から答弁をいたしておりますが、この2つ目の問題については管理者は、微妙な言い方だが、ごみ処理施設とセットで進めるというふうに理解をしていただいていたかでしょうかというふうに申し上げているということでございます。以上でございます。

議長（谷口勝己） 辻参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 失礼します。私の方から、生活環境影響調査についてお答えさせていただきます。

議員の質問にもありましたように、調査につきましてはこの秋には調査に入りたいということで上郷区の方をお願いしておりますけど、現時点では同意を得るに至っておりません。現在、上郷区に対しましては先ほどありましたようにモデルエリア構想を提示しまして、このモデル地域となるように事業が展開できないかということで投げかけておるところでございます。

内容につきましては、まだ十分区民の皆様にご理解をいただけてるというような認識はしておりません。

この構想につきましてはですが、施設整備を理解していただくための大きな要因になるものと考えております。引き続き説明会等で理解を求め、区民の皆様と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

したがって、この調査につきましてはこのような取り組みの中で必ず理解がいただけるものではないかと考えております。現時点におきましては、引き続き平成25年度稼働に向けて鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

なお、この調査の合意は何をもって行うかというご質問でございました。特に法律的には定めはありません。上郷区がどのような判断をなされるのか、そのあたりは十分議論をしていただくことが必要ではないかというふうに考えております。

次に、この調査のタイムリミットのことのご質問でした。

この生活環境影響調査につきましては、現在上郷区に投げかけておりますが、モデルエリア構想の説明とあわせ一定の時期には同意を得る必要があるのではないかと考えております。したがって、同意を得る期限につきましては、今後の事業内容を精査する中でお示ししてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 若干答弁漏れもありましたので、順次お伺いしたいと思います。実はこのごみ処理問題については、先ほど私も申し上げましたが推進を願う人、それから反対をされる人というのがあるわけですが、実はこの反対派の市民の方々が講演会等々で勉強なさっておる先生のようなのですが、山本節子さんという「ごみを燃やす社会」という、この本を私もちょっとお借りしてきて若干読ませていただきました。今回の陳情の中にも、この先生が述べられたことが陳情の内容の中で、またいずれこの審査があると思うんですが述べられております。この先生の言われておるのは、いわゆるごみは焼けば必ず公害が出るんだと。ごみを焼くのは日本だけなんだと。海外では、ごみは焼却というのはこれはもう常識外れの論外だというふうにとらえておると。例えば生ごみは土の中に埋めりゃ土に戻るし、それから紙や布はリサイクルに持っていけるんだと。そうしてやると、ごみの98%はそのリサイクルだとか循環型社会の中で消化していけると。こういうことを、全部読んだわけじゃないんですが書かれておるんです。したがって、焼くごみなんかは出てこないんだという、こういうことを書かれておるんです。これが本当にできるのであれば、実際大きな金をかけて焼却炉は要らんわなという論法にもなるうかと思えますし、この先生の言われておるのは、いわゆる大型の焼却炉をつくるのはもうとりもなおさず大企業をもうけさせるだけで、これが国策なんだと、こういう論法でございます。

私は、それでも焼却しないといかんごみが出るという気持ちを個人的には持っておるんですが、管理者はこれお読みになったのか、先生ご存じなのかわかりませんが、こういう論法についてはどういうお考えをお持ちなんでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） ぱらぱらっと見て、ちょっとあんまり読む気がしなくなったもんですから、中はきっちり見ておりません。

それでごみを燃やすのは日本だけだというのは、もう事実認識が全く違ってきます。例えばしばしばこのごみ問題、大変厳しい姿勢をとってるドイツでも、ごみはやっぱり焼却をいたしております。ただ、焼却の前に発生抑制、リサイクルというものを徹底して、とにかく焼却量を減らすという努力はこれは学ぶべきものは大変あるうかと思えます。したがって、日本のこのごみ処理の対策として、発生抑制なりリサイクルなどしてとにかく焼却を減らすという努力はまだまだ足りない

いというふうに思います。

そのようなことから、この北但の市町でもそのような努力がなされてまいりました。例えばこの豊岡市の例で言いますと、10年間で20%、豊岡市のごみ焼却場に持ち込むごみを減らそうという計画を立てておりますけれども、家庭ごみは5年で30%減っております。ただ、事業所から出てくるごみがほぼ横ばいより若干ふえてる。その分量はほぼ半々でありますので、ならずと15%しか減っていないということがございます。まだまだ豊岡でもそうですし、他の市町でもごみを減らすという努力は必要なものと思います。

ただ、本当にそれではごみはゼロにできるかという、恐らく不可能だろうと思います。多かれ少なかれ焼却をしなければいけないごみは必ず出てくる。そのごみをどうするか。埋め立ててしまうのか焼却するのか、ここの差が出てくるのではないかとこのように私としては思います。ごみゼロが目指すべき方向であることは間違いありませんし、仮にその著者の言われるように98%リサイクルなりに回せるとした場合でも、一体それはすぐできるのかという、つまり時間の経過なり多くの努力が要するということが全く抜けている議論というのは現実性を持たないだろうと思います。もう二、三年後に本当にごみゼロ社会にできるのであれば、焼却炉をつくる必要は全くございませんけれども、今、私たちの計画している25年度にこの北但の中からごみが消えるというようなことは本当に可能なのか。あるいは反対される方々は、ご自分の家庭から平成25年までに本当にごみをゼロにするということが実現可能だと思いなのかという、そこはいかがなものかというふうに思います。

ちなみに、香港はごみを一切焼却をしてないというふうに言われています。そこで、県の香港事務所がございまして、兵庫県を通じて問い合わせをしてみました。その結果、確かにごみは焼却してない、全量埋め立てをしている。香港の家庭ごみは、豊岡市民とほぼ同じくらいのごみを1年間に出しておられます。そしてそれを全量、海を埋め立てている。その結果、あと10年くらいしか埋め立て処分地がもたないということで、焼却方式も採用するという方向にかじを取ったというふうに聞いています。ただ、あちこちに焼却場反対ののぼり旗が立っている、こういうことでございました。

例えば韓国は、ここは埋め立てが圧倒的に多かったわけでありましてけれども、最近になってここも処分地がないということで焼却とリサイクルをかなりふやしてきて、埋め立てが減ってきている、こういうことでございます。

ちなみに、生ごみは土に埋めれば確かに戻るかもしれませんが、その過程で時間がかかりますからメタンが発生をいたします。メタンはCO<sub>2</sub>の21倍、地球温暖化効果があります。したがって、地球温暖化対策ということを厳しく言うのであれば、生ごみを埋め立てるとするのはその観点から見ると若干問題は持ってる。

さらに、日本が焼却ということをやってきたのには理由が2つあります。1つは伝染病対策です。大変湿気の多い、しかも暑い国でありますから、物はたちどころに腐って非衛生になってしまう。ハエや蚊が発生をする、あるいはそれらが媒体となって伝染病をまき散らす可能性がある。その衛

生対策ということから、焼却がまず選ばれました。もう一つは、堆積を減らすということです。日本は狭い国土であって、しかも森林率が大方7割近いというところでもありますから、埋め立てる場所は極めて限られている。したがって、そのまま埋め立てますとたちどころに山や川や海が埋まってしまうということで、焼却をして堆積を10分の1から20分の1に小さくして、そして埋め立ての量を減らす。この2つから進んできたものでございまして、引き続きその観点は日本では合理性を持つものというふうに思います。

ただ、冒頭申し上げましたように、余りにも何でもかんでも燃やしてきたということは、これは大変反省すべき点でございますので、徹底したごみの減量化をする。しかし、その上でなおかつどうしても出てくるごみについては焼却はやむを得ないものと、私としてはそのように考えているところです。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 僕は管理者のおっしゃるとおりだろうと思います。もうごみ処理の方法は、まず3Rというんですか、リデュース、リユース、リサイクルという。これはもう当然なことの中で、それでもなおかつごみは出るという考え方を私もしております。

ところが、最近反対の方の声を聞きますと、いわゆる燃やすことによって有毒ガスが出るんだと。このたびもご意見でいただいとるんですが、先ほども申し上げましたけど、半径5キロ圏が非常に有毒ガスの影響が出やすい。したがって、上郷につくっていただいては困るんだというような。出石の方の方からいただいとる声では、そういうことも書いてあります。

実際今、旧豊岡以外で処理をいたしておりますで、5キロというところちょうど私が住んでおります新田の河谷まで5キロ圏というのは入るわけでして、この市役所は岩井からいいますと半径でいうと1キロになるかならんかという、こういう状況にあるわけでして、言われるような5キロ圏が大変公害の対象地区になるなんていうことになると、これも大変な理論だなというふうに思うんですが、いずれそういう説明会の中でもそういう意見が出るのではないかというふうに思うんですが、これらの問題についてはどんな考えで市民の方々に答弁されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） まず、5キロという数字が上がっておりますが、その5キロがどういう意味合いで書かれてるかについては私も理解ができませんし、その根拠が明確に示されていませんので、その5キロについては疑問を持ってるというふうに思います。

その一方で、現在、岩井で施設を置いて毎日ごみ処理しております。その関係から考えますと、少なくとも5キロ圏内にそのような本に書かれてるような何か白血病だとかあるいはがんだとか、そういうものが起きてるというふうには書いてあるわけですが、そのような影響は聞いておりませんし、それ以上に国が定めております環境基準、あるいはその環境基準を厳守するために排出基準が定められて、そういう有毒ガスと言われる硫黄酸化物あるいは窒素酸化物あるいはダイオキシン、こういう代表的な有毒ガスを処理をして規制して出さないというふうにしておりますので、少な

くとも私たちはまずそういう影響はあり得ないというふうに考えておりますし、加えて説明する場合そういう説明をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

済みません、もう1点だけ。それと上郷等でそういうご心配がよくございますので、少なくとも今言っております生活環境影響調査というものが法的に義務づけられていますので、これを早急にする中で、仮に施設ができたならその5キロを含めてどういう影響があるのかを科学的に実証データでお互いの意見を交換したりと、それをすることによってその辺の疑問や事実が確認できるというものでございますので、その実施もお願いしたいというふうに言っているところでございます。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 いろいろと市民の方にはご心配もあるというふうに思います。やはりそういう心配事にはきちっとしたやっぱり説明をする責任があるというふうに思いますので、ひとつしっかり市民の納得いくような説明をお願いしたいということをお願いしておきます。

今、上郷地区の件につきまして、助役の方から話を聞いていただける人が徐々にふえてきたように思うというようなご答弁をいただきました。非常にありがたいことだなというふうに私も個人的に思っております。

その中で、過日、環境モデルエリア構想というのを区長さんを通じて渡したわけですが、この反応がどうであるのかということについてはこれはいろいろとあると思うんですが、ただ、このエリア構想を後どのように、今、ボールがちょうど上郷地区に行ったという状況になっておりますので、これの回答をどういう反応なのか。いや、もっとこういうものを追加してほしいとかそういうものがあると思うんですが、これをどのようにいつごろ含めてとらえようとしておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 今、投げかけたところでございまして、区長さんにはぜひ区内での議論をお願いをしたいし、我々もその場に出て説明もさらにさせていただきたいというようなことを申し上げます。

先ほどの環境影響調査のリミット云々の話もございますので、我々としては今の言葉で言えるのであればできるだけ早くという表現にとどめさせていただきたいと思います。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 相手のあることですから助役も答弁しづらいと思うんですが、いわゆるこのモデルエリア構想と、それから環境影響調査は一体的なものだというお考えのようでございますので、そうするとその返事をいただかない限り環境影響調査には入れない、こういうとらえ方でよろしいんでしょうか。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 課長も申しあげましたように、管理者が説明をいたしました際にモデルエリアと施設整備とはセットかという質問に対して、非常に微妙な言い方になるけれどももという返事をしておりますので、こういうモデルエリアを理解をしていただく中で、じゃ環境影響調査を受け入れて

いただけるかどうかと。こういうことでございますので、非常に微妙ではございますけれども、そういう趣旨というぐあいにご理解をいただきたいと思えます。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 私は冒頭申し上げましたように、法律に基づく環境影響調査をまずやってみないと、本当に上郷の地区が適地なのかどうかということは私はわからないんじゃないのかと。一部では、環境影響調査がノーになったことはないんだというようなことを言っておられる方もありますが、私はそんなことじゃない。環境影響調査というものをやってみて、本当にあそこが、上郷が適地なのかどうかということが判断される。それから事業推進するために用地を分けてください、それからこういう一つの計画で進みますというのがそこからスタートするではないかというふうには思いますが、その認識は違うんでしょうかな。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、岡議員からは影響調査をすることによって、その結果を見て心配される大気汚染あるいはダイオキシンの影響とか、そのほか騒音とか振動とか等々あるわけですが、その調査結果によって判断されることがスタートにならないかとおっしゃったわけです。まさにそのとおりでございますので、今、我々も昨年、全隣保単位で説明をさせていただいたときにもそういう心配が出ましたから、その心配される影響について科学的にデータをとって調査をして、そしてお互いに意見交換をさせていただいて、そこでよりある疑問等を解いて、その後、最終的に判断をしていっていただいておりますかと、こう提案しておりますので、まさに影響調査をすることによってそういう疑問を解いていただいて、それがスタートになると。そう考えております。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 当局の組合の言わんとすることはわからんわけではないんですが、私の考え方からいえば、まだ分けていただけるかどうか分からない、いわゆる事前調査の段階からこういう環境モデルエリアをつくっていきますといういわゆる事業ありきの中で、そういうものを交換条件のようにしてやること自体に環境影響調査に入れば必ず事業が100%そこで行われるんだという、こういう方程式になるのではないんですかということを私申し上げてるんです。

まず環境影響調査をやってみないと、上郷地区が本当に今計画しているようなごみ焼却炉の適地なのかどうかということがわからんわけですから、私は用地を分けていただいて判こを突いてくださいというまでにはまだまだ何段階かの問題をクリアしていかないかん状況の、まず環境影響調査というのは別にその環境を悪くするわけじゃない、調べようというわけですから、私はもう少しその辺の観点を変えていかないとかえって難しくなるんじゃないのかなという感じを持つんですが、いかがでしょうかということをお尋ねしています。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） ちょっと十二分な答弁になるかわかりませんが、環境調査というのは現況を調べまして、そして心配される施設ができた後どのような影響を受けるかということをしてその後評価していくと。当然その後縦覧だとかいう手続をとるわけですが、この一連の中でそうい

う質疑、疑問を解き、いずれは専門家を呼んできてその影響がどうなのかということを知り、それを解明していくというのが一番いいというふうに思います。

その一方で、議論の中にあるのは、影響調査をすれば必ずその影響はほとんどない。施設を建てる上で問題になることはなく、建設に行くんだという議論もあるわけですね。これは非常にこういう山間部等々の工場がない地域ではそれは大いに考えられます。しかしながら、大都会の工場地域ではもともとその地域が塩化水素やあるいは硫酸化物、こういうものの濃度が高いという状況にあるところでは現況調査をし、そして施設を建てた場合の影響を考えたら環境基準を超えとかいうふうなことがあって、そういうのも最終的には協議の中で合意を得て進めたというふうな例もございしますが、いずれにしろそういうやはり影響を心配される点はやはり調査をやらないとわからないですし、そのことによって明確な確信を得た説明、あるいは質疑、理解が得られるんで、これはやはりやっていただくことが私は一番大事だというふうに考えております。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 私が冒頭申し上げましたように、合併特例債を事業費の中で活用していきたい。それから、今の使用している炉の寿命等々を勘案しながらこの計画を立ててきておるといって、この経緯もあるわけですし、環境影響調査も大体1年から1年半くらいかかるというあれであるところとして、結局もちろん地元の皆さん方のご理解と合意をいただかなければ、なかなかその環境影響調査も前には進まないという状況にあるのは十分私は知っておるんですが、ただ、この環境影響調査だけでももう少し区長さんぐらいのご理解をいただければ、もうやっぱり入らせていただくと。その結果によって、本当にそこが適地であるということであれば、これは100%の管理者の言われるような合意も必要かもわかりませんが、私は事前段階である以上、もう少しハードルを下げる中でひとつ環境影響調査に入らせていただくという手法はとれないのかなというように私は率直に思いますが、なかなか答弁しづらい質問なんではないでしょうか。それは無理なんではないでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 基本的に事業を進める場合に、あるいはその事業を進める中で踏むべきステップを進もうとする場合に、地元の理解をいただくというのはまずこれが基本原則だろうと思います。その理解をいただく、あるいは同意をいただくというその仕方には、もちろんさまざまな選択肢があり得ます。区長の判断でこれはいいということも理論上はあり得る。他方で、住民投票というようなこともあるかもしれませんが、どの方式をもってそれぞれのステップステップでの同意と見るかということ自体は、やはり地元で十分話し合いをする必要がある。特に今回のこの上郷のケースで見ますと、区の役員さん方も大変反対の皆さんとのあつれきの中で苦慮しておられるという状況にございますので、やみくもに区長さんの判断で前へ進んだことをいたしますと、区の中はかえって混乱するというところもあるかと思っております。また、大変な激しい反対運動がある中で、区長なりその区の役員さん方にそのような責務を負っていただくことになりまして相当大きな負担を負っていただくことになりまして、私としてはそこはもう少しやわらかく区の側と話し合いをしながら、その同意を得る手順自体を決めていく必要があるのではないかと、このように考えているところで

す。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 今までのこの上郷にお願いしようという経緯は、私は冒頭にも申し上げましたが、ちょうど私も議長を仰せつかっておるときに上郷地区での議決がなされたというふうに私は思っております。何とかひとつこれからも推進に向けて自分自身も頑張っていきたいなという個人的にも思っておりますし、また市民も私はそれを願っておるというふうに思っております。

最後に、管理者にもう一度お聞きしたいんですが、実はこの前、中傷ビラの件で国体の前夜祭のときに市民会館のところでビラが配られたというふうに記憶いたしておりますが、違えばご指摘いただきしたいと思います。あそこは市の管理施設でございまして、全国からたくさん選手や関係者の方が見えて、あそこの市民会館の文化ホールで行われたわけですが、その入り口で私もビラをいただきました。今、豊岡市長中貝はうそつき市長だという、こういうビラだったように思います。市民運動として賛成反対を僕は訴えられるのは、一向にこれは市民の一つの権利という中でも結構なんです。市の管理施設内でのあれはいかなもんかなというふうに私は思いましたが、管理者は記憶にないんでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 実は、私もそのときにビラを受け取りました。国体の前夜祭ではなくってコウノトリを放鳥の日でございまして、午前中に市民会館で、午後でしたか、市民会館で1周年の記念のシンポジウムがあって、その入り口で配っておられました。幸い、うそつきであるというビラではございませんでした。たしか、コウノトリも泣いているといった中身であったかと思えます。その意味では、気持ちのいいものではもちろん私個人的にはなかったわけでありますが、中身について、とりたてて目くじらを立てるようなものではなかったのではないかと思います。勢い反対運動の中で厳しい言葉が出てくるというのは、私たちの側としては覚悟しなければいけないものと思っております。ビラの内容そのものについて同意はできませんけれども、目くじらを立てるということではないものと思えます。

それから、もちろん施設の管理権ということからいきますと、法的に厳密に言えば管理責任者の側の同意を得るということは必要だろうとは思いますが、ただ、それもだからといってそれが犯罪になるとかということでもなからうと思えますので、その辺は法的にどうのこうのという議論よりも、通常の礼儀の範囲内の問題ではないかと思います。その意味で、市民会館の管理者の側に了解とられたかどうかわかりませんが、そのような問題というふうに考えています。

ただ、もう答弁したとおりでおわかりいただいたと思いますけども、私としてはあのこと自体をとりたててどうこうと言うつもりはないと。むしろ一生懸命外へ訴えていこうとされているわけですから、逆に議論そのものをしっかりやりたいというふうに受けとめて、むしろぜひ私たちと同じ土俵の上に乗っていただくことをこの際反対派の皆さんにはお願いをしたい、このように思います。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 最近ちょっと見てますと、議会の方にも陳情の数もふえてきておりますし、また地元といいますが、さっきも言いましたように少し離れた出石あたりからも今度陳情も出ておるようございまして、何か少し反対がエスカレートしてきてるのかな、今のチラシの問題にいたしましても。そういうことで、本当に問題が少しいろいろな方向に視点が変わってきておるような感じもいたしております、私自身も憂慮しておるわけです。

しかし、何回でも申し上げますが、何としてもこのごみの問題は自分たちの問題としてこれはとらえていかなければならんという問題です、一日たりともほっておけない問題だというふうに私は思っております。これからもこの問題が一日も早く軌道に乗っていくように願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口勝己） 以上で岡満夫議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時20分。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次は、3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 本議会の主要な議題が平成17年度事業決算でありますから、総括的な問題についてもお尋ねをしておきたいと思ひます。

さきの議員が所信を表明されて問題が整理されましたから、私も少し触れておきたいと思ひますが、今回提出されている決算の主な内容は、北但広域ごみ汚泥処理施設の建設をめぐる計画調査に係る予算、事業であります。この中心は、旧1市10町、現在の1市2町の広域的なごみ処理を行う。しかも今までの施設よりも能力の高い、しかも24時間連続焼却炉を中心とする施設であるということでもありますから、この問題点について根本的な問題を提起するということは私は市民であろうと議員であろうとこれは当然のことではないか。

さきの議員の答弁の中で管理者は、いたずらな反対の議論であるとか、それから議員でありながら議場でそういう白紙撤回などということをするのはいかなものかというふうなことをおっしゃったけども、市民の中にそういう意見があり、かつそれが議会の中にも反映するというのは議会制民主主義の当然の原則であって、今日に至るもそういう意見を持ってこの議場に臨むという議員がいるということは一向に不思議なことではないし、管理者がそれを不思議だとおっしゃるのであれば極めて私はそれこそ不思議なご発言だなというふうに思っておりますが、議論の発展でありますから、率直にお尋ねをしておきたいと思ひます。

私は、今日、上郷を初めとする住民の皆さんがさまざまな陳情なり運動なりを展開なさっておられることについて、これは市民の有力な世論の反映として尊重しなくちゃならんと思っておりますが、これをまたある意味では歓迎しておりますけれども、しかしこの計画が持ち上がった段階から私は豊岡市議会の議員であった当時、あるいはまた北但行政事務組合、もとの合併前の組合ですね、の議会当時からこの広域化、焼却を中心とするごみ処理の原則については検討あってしかるべきで

あるということを申し上げてまいりました。このことは、管理者も当時から引き続きの管理者でありますからご存じのところであります。これについて、改めてご意見があればお聞きしておきたいと思えます。

特に私は、今日に至るも管理者がごみは外に出して処理する時代は過ぎたと。なるべく域内で発生した直近のところでは処理するというのが原則でなくちゃならないということをおっしゃると。ところが、広域になる。合併して市が大きくなる。町が大きくなる。だんだん域内という言葉の意味が文字どおりの域内処理からはみ出していかざるを得ない。今日、豊岡市と申し上げましても旧1市5町になってきている。さらに、今回の計画さらに変更されて、残灰処理については域内ではなくて姫路まで送るということになってる。これは安くつくというお話。安くつくのにわからん人だなあというようなご発言もあった。

もともと焼却炉の方式についても溶融焼却だということであったところ、単純焼却に変わって、そのまた出てくる灰については分別をして溶融処理をしてスラグ化するということで、もう一度焼却するという方式に変わってきている。これは当初の考え方から見てもどういふことであろうかなということを思いますから、これについてもお答えをいただきたいと思えます。安くつくとの単純焼却炉、溶融焼却炉の差もあります。それからまた、域内で最終処分場をつくる場合と委託をして向こう20年間の処理費用との比較の問題もあります。私は、このことについても過去お尋ねしてまいりましたが、決算に当たりまして改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、上郷が適地であるということについては、さきの議員は議長時代に議決をした案件だというふうなご発言もありましたが、私の記憶には全く議決案件だった記憶はありません。確かに任意協議会でありました1市10町の市町長、議長が参加する協議会で上郷が適地であるという選定の経過をたどられました。しかし、これは行政当局の執行した事務でありまして、行政当局が執行する事務だから予算の範囲内で行ったことは当然であります。予算の枠を外れて行ったら違法でありますから。しかし、議会がこれに関与したということはありません。今日も、上郷が適地であるということについて議決をしたという事実はないというのが私の認識であります。

あなたは予算をオーケーしたではないか。予算をオーケーしたら、上郷であるということが自動的に決定するなどという予算はこれはあり得ないし、私はこの議場でも再々申し上げてまいりましたし、もとの規約改正の案件が協議をされました豊岡市議会でもこのことは申し上げてまいりました。今日も、私は前議員言われるところの所信というのであれば、私のこの所信は変わりません。

また、住民の中に上郷が適地であるかどうかの前に、住民合意を得てもらいたいというご意見があるという事実をどう考えるか。私は、本年度予算議決の際にも申し上げましたけれども、今日の民法あるいは憲法の制度のもとで、地元の方々あるいは土地を所有しているの方々、所有権を持っておられる方々が何か理由をつけなければ自分の土地を他人に売らないということ、あるいは売りたいくないということを意思表示するのに理由が要るかということをお知らせしました。なるほどそこに処理場をつくりたいという側が、ここは適地だと思いついて何とかお願いできないかと言うことは自由でしょう。しかし、地元と言われるの方々、あるいはまたその影響を受けるというふうなみずから

考えた方々が、私たちはここに処理場をつくるのには賛成できない、あるいは売りたいくない、使っ  
てほしくないと言うのに理屈が要るだろうか。

私は誤解を避けて申し上げたら、もっと簡単に言うと、環境影響調査をしたら安心できるような  
科学的根拠ができるというご意見が課長からも再々答弁がありました。もちろんそういうことはあ  
るでしょう。ないかもしれないというお答えもありました。しかし、それが安心であろうがなかろ  
うが、地元の方々がどうお考えになるかということ制限することはできないし、私たちが所有権  
に関して云々することができるかということをもまず原則的にお尋ねをしておきたいと思います。

さらに、環境モデルエリア構想についてであります。

さきの質問者に対する答弁でも、環境モデルエリア構想というのはセットであると。つまり環境  
影響調査なり、あるいは建設計画なり、どちらであるかわかりませんが、これはセットでないと実  
施できない構想だというふうにご答弁になったように思われます。僕は、これはそれはそうである  
ならもう明確にされたらよろしいと思います。私は、この質問に当たりましてお問い合わせがあっ  
た当局の方にも申し上げましたが、通常、社会常識ではこれは取引条件といえます。つまりあなた  
がうんと言ってくれるんなら、こういう有利なことをしましょうと。そうでないんだっいたらませ  
んよということであるなら、それは一つの判断材料でありますから、そうであるのかどうか、これ  
は明確にされた方がよろしいと思います。私は、その点で上郷だけでなく、周りで隣接地域の方々  
を含めてそういう意見は場合によると出ることがあると思います。その場合に、判断材料として上  
げるのかどうか。これはもう環境モデルエリア構想とはまた別の問題になってきますから、これは  
これとしてはっきりしておきたいと思うのであります。

さらに、資料をお願いいたしました。事業主体、事業実施年度あるいは具体化の時期などはどう  
かと。一切この計画はないと。まだそこまでいってないと。お示しする資料はないというご回答で  
あります。それはそうですか。環境モデルエリア構想の中の事業で、まだ実施もできないし、実施  
年度も決まっていないし、やらないということになっていますか。既に着手をされている事業もあ  
るのではありませんか。このことについて、上郷地区でご意見が出ているのではありませんか。私  
のところには問い合わせがありました。いかがでしょう。お答えをいただきたいと思います。

それから、環境影響調査であります。これについて、合意とは何か。これは地元とよく話し合わ  
なくちゃいかんというご答弁が続いております。私は、さきの議会でも、環境影響調査というから  
にはさまざまな要素があるけれども、例えば大気汚染の問題、水質の問題、土壌の問題、あるいは  
広く景観その他を含めて産業にかかわるような問題、生活環境にかかわる問題ですから、対象地域  
はおのずから範囲を限定するであろうと。どの地域ですかとお尋ねしたら、これは調べてみなくち  
ゃわからんという趣旨のご答弁でありました。いよいよ着手をする時期だと聞いておりました10月、  
参っております。その地域は一体どこなんでしょうか。

先ほどの議論で、半径5キロとは何やと。根拠はないというご答弁でありました。いかさま5キ  
ロ、根拠はないかしらんですね。これはそもそも議論にならないんですね。どの地域が環境影響  
調査の地域だと。例えば半径500メートルです。あるいは地名を上げて、市谷、中郷までです、鶴岡

までです、土居は入るのか入らないのか。こういうふうなことであったら、うちも入れてくださいとか入れてくれるなどが、こういう意見が出るでしょう。ところが抽象論を振り回して、相手がちょっとでも物を言ったら、あなたはどういう根拠をもって5キロと言ってるかと。我が河谷も5キロに入っちゃう。そういう話をしたらおもしろいですね。岩井を今度人質にとって、岩井の人はどう思っとるか、けしからんじゃないかちゅうやな議論がある。私は、これじゃ市民が物言えないと思いますね。いつからか我々は学者にならんなん。我々は、ごみの、大気汚染の、水質の専門家にならなくちゃならん。皆さんでさえ、環境あるいは事業の説明会に金沢工業大学の先生までお呼びいただいたじゃありませんか。私たちは残念ながらそういう専門家ではありませんから、半径2キロと言われたら、何で2キロだと言われたら、ちょっとよくわからない。しかし、常識上そうじゃないかなと市民が思う。そしたら、いや、それはご安心ください、この範囲でやりますから。皆さん、いかがでしょうと、こうおっしゃるのがしたいという側の、今もう直面しているわけでありますから、本日もご説明あってしかるべきではないか。

その上で、なおかつ私はお尋ねをしておきたいのは、環境影響調査についても事実上事前協議が要るんじゃないかと。つまりその地域の測量なり、さまざまな要素を持った調査をなさるについては調査をさせていただきたい、よろしいですね、ああ、結構です、ぜひ安心できるようにやってください。こう言うのが本当の意味での対話ではないんでしょうか。

ところが、お聞きするところ、先日ご報告のありました市谷、中郷の説明会では、ここは地元ではありまへんと、隣接地区です、同意をもらう必要もありませんという趣旨のご発言があったと。これはどういうことだというお問い合わせもありました。私は、地元地区、隣接地区という言い方は、何でもいいですけども、少なくとも過去にも影響を受け、今日もさまざまな要素からご心配になっている地域の皆さんが、うちでやるとすればうちの意見を聞いてもらいたいというのは原則じゃないか。そしたら、ここで同意をもらう必要はないということをやわやわ言わなくちゃならんか。

私は、他の都道府県で行っているこの種の環境影響調査の例も幾つか見たいと思い、資料も請求いたしましたが、そういう資料はございませんという極めてご親切な資料の提示がございましたが、私なりに調べてみましたところ、事前協議の要綱をつくっておられるところもあります。管理者がおっしゃるように、事前協議あるいは合意、こういうものは大事だと。なるべくやわらかくいきたいと。やわらかくいきたいのはいいことでもある半面、一体いつどのように合意が行われるのか。何をもって合意とするのか。疑心暗鬼にならざるを得ない点があります。私はこの際、ここまで問題が来ているわけでありますから、事前協議の要綱なり条例なりを制定して、そして明らかにしてこの事業を決するということが必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、これは非常に卑近な話であります、ご報告のありました市谷地区の方の視察見学会が今月15日に計画をされているとお聞きしております。視察する先の施設は熔融焼却炉だというふうにお聞きをしましたが、今回計画されているのは単純焼却炉なのに、熔融焼却炉の地域に行くのかなと。そうなのか違うのか、それはどこのどんな炉なのか、ぜひお尋ねをしておきたいと思います。

以上、第1回といたします。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） まず、白紙に戻すべきだという主張を不思議だというのはなぜかといったご質問がございました。

また、市民の皆さんの中にそれについての率直な疑問があって、それを議場で聞くのに問題があるかというご質問がございました。お聞きいただくことに全く問題はございません。

私が申し上げているのは、この議会でもって、安治川議員も所属された旧豊岡市議会においても3つの施設を一つにするということが議決をされている。そして、それに基づいて進んできているという実態で見るときに、それを白紙に戻せとおっしゃるのであれば、ちゃんとその白紙に戻すべき合理的な理由をこれは議員としてしっかりと述べていただきたいということを申し上げました。なぜ別々にするのか、わしはようわからんからもう一遍教えてくれということであれば、幾らでも私たちは答弁をさせていただきます。議論もさせていただきます。

しかし、さらに進んで、もし安治川議員や、あるいは安治川議員の所属されている政党が明確に反対だとおっしゃるのであれば、あるいは白紙に戻すべきだとおっしゃるのであれば、なぜ今進んでいるものをわざわざひっくり返すのかという合理的な説明をするのが、これは市民、町民に対する責務ではないか、そのことを申し上げているところでございます。残念ながら、そのような明確な理由を示していただいたとは私は理解してないと、このようなことを申し上げたところでございます。

それから、焼却を中心とする対策への疑問というようなことをわしは述べてきたけれども、あんなはどうかといったご質問もいただきました。

先ほど岡議員に対する答弁の中でも申し上げたとおりであります。日本は焼却中心で来ましたが、余りに焼却に頼り過ぎてるということはもう紛れもない事実であります。そしてその反省に立って、減量化が進んでまいりました。しかしながら、さっきも言いましたけれども、ゼロに直にすることはできない。合併後の豊岡市のごみが約3万6,000トンであります。安治川議員も多分現場を見られたと思いますけど、災害ごみが出ました。神美の工業団地の一角はごみの山になっておりました。あれすら3万6,000トンには達しません。私たちのまちは、豊岡だけでもあの工業団地のところにうず高く積まれていたごみ以上のものを毎年毎年出しているというのが、これが現実です。とするならば、その減量化を徹底してやりながら、なおかつ残ってくるものを焼却をするというのは私はむしろ妥当な方法ではないかと思えます。

もちろんその間に一度メタンを取り出して、それをエネルギーとして使うという方式はもちろん選択肢として可能だろうと思えますけれども、それはごみ焼却場をつくるなという議論にはつながりません。焼却する前に一度メタンを使うという段階を入れるという議論でありますから、それはそれで大いに議論をさせていただいたらいいのではないかと、このように考えているところです。

それから、域内処理に関してのご質問がございました。この溶融し、スラグ化することについて、

単純焼却とか自前で行うとか、単純焼却は単に燃やすだけです、それから溶融固化を自前でやるか外部に委託するかという議論がございました。

それに対する答弁は後ほど担当の方からご答弁いただきますが、安治川議員が所属される政党の機関紙といえましょうか、ピラの中で、単純焼却は安くなるということを書かれておりましたけれども、単純焼却をしますと交付金の対象になりませんので、全額自前でやることになります。なぜ市民の負担をわざわざふやすようなことをおっしゃるのか、よくわからないということをお知らせし上げておきたいと思っております。

それから、上郷区を適地としたことについては議会の議決案件ではなかったということはおっしゃるとおりです。岡議員もそういうことを言われたのではないと思っております。議決案件になりましたのは、1市10町で新しいごみ焼却処理場を一緒につくろうと。そして、そのことを目的とする北但行政事務組合をつくろうと。そして、そのために必要な同文議決を行うという形でこれは明らかに議決がなされました。ということでご理解を賜りたいと思っております。

もしこれが最終的に処理場ができましたときには、その施設の位置を法的に決める必要がございますので、ちょうどさまざまな公の施設が予算がついて現実に建設がなされて最後の画竜点睛のときに公の施設の設置管理条例はできると同様のことでございますので、法的にはそのようなものにご理解を賜りたいというふうに思います。

逆に言うと、場所の決定については当局側の権限である。もちろんその権限行使が適切かどうかというその審査する、チェックするという責務、あるいは権能は議会の側にありますけれども、場所の決定自体については最終的に条例なり、あるいは規約なりの議決のときに正式な形で関与されることになる、このようなことでございます。

それから、適地の決定前に住民合意を得てほしいという意見があるということをお踏まえ、売りにたくないという人の所有権に関するということについて何か理由が要するのかというご質問がございました。

まず、売りにたくないということについて、理由は全く必要ございません。自分の財産をどのように処理するかというのは、その本人が一義的に決定することができるというのが日本の法体系の基本でございます。

私たちは今、そのことの議論をしているわけではありません。その前に、上郷区という地域に対して施設の建設をさせていただきたい。村人の一員にならさせていただきたい。それを村として合意をいただけるかどうかという議論をいたしているわけでありまして、その過程で皆さんのごみを処理する施設ですから、そのことについて議論をしましょうということをお知らせしているだけであります。そのことについて、地区としては了解したということになりますと、あとは地権者と話をそれぞれにやれということになりますから、その時点で地権者の方がわしは売りにたくないと言われれば、それには何の理由も法的には必要がない、こういうことになろうかと思っております。

ただ、それについて法的な対策がまたありますので、それを使うのか使わないかといった議論は当然出てくるわけでありましてけれども、繰り返しになりますけれども、自己の所有物の処理については第三者に対して説明をしなければいけないという理由は何もありません。議員の仰せのとおりだ

ろうというふうに思います。

それから、ちなみにその適地の決定前に住民合意を得てほしいというのは一見きれいな理論に見えますけれども、極めて非現実的なご意見だろうというふうに思います。この適地決定前にということがもし幾つか候補地が、例えば4つとか5つとか7つとかある段階でそれぞれの場所と議論をした上で合意を得たところでやれということであれば、もう極めて混乱する手続になります。今、上郷区でも、私たちがあなたのところが一番いいと言ってすらこの議論でありますから、よもやほかにも候補地がありますよと言ったときに議論がどれほど複雑なものになるのか。私たちは、7つの候補地があれば7つのところに全部出かけて行って、今、上郷区の皆さんからいただいているような議論をそれぞれ7つやらなければいけない。そして、何でうちだと言われたときに、いや、まだ決めてませんということでは議論ができないということでありますから、単なるきれいごとの議論ではないかというふうに思います。むしろ私たちとしては、私の考え方としてここが適地だと考えて、その上でそのことをご理解いただけるのかノーなのかという議論をするというのがむしろ普通なのではないか、このように思います。議会の皆さんも、恐らく私たちが7つの候補地の中でそれぞれやってますと言えば、恐らくそのときにはそうでなくて一番いいところをまず探すべきだろうというふうにおっしゃるのではないかと、このように思います。7つのところに、あるいは5つのところに、私たちもどこが一番わかりませんが、色よい顔をしていただいたところにするんですわということで行政としての責任が果たせるのかということ、私は大変疑問なように思います。

ですから、私たちは私たちの判断としていいかどうかということを決めて、その上でその対象地区と誠心誠意話をするというのが私は普通の運び方ではないかな、このように思います。とりわけ一般的に反対論が強く出ることが予想される施設については、そのようなやりの方が妥当なものと考えているところでございます。

また、ちなみに、ですからこそ正式に決める前に上郷区の皆さんには適地に決まるような予定ですということを申し上げました。

何か最近、安治川議員の所属されてる団体のピラを見ますと、でしたか、随分前のピラでしたかちょっと忘れちゃいましたが、事業主体も決まってないのだから地元に行ったのはけしからんといったことを書いていただいております、全く言うておられることが矛盾しているのではないかと、そのように思います。言うてはいけないと言いながら、事前に合意を得る努力をすべきだというのは矛盾以外の何物でもないと、このように思います。

それから、環境創造モデルエリアについて、実施年度は、あるいはもう既に着手しているものがあるのではないかとといったご質問もいただきました。

実施年度については、要はまだまさに私たちはセットでということをお願いしておりますから、合意自体はまだいただいてない。いついただけるかわからないという状況でありますから、それぞれの事業の実施年度は決まってないというのはむしろ当たり前ではないかというふうに思います。

また、既に着手しているのではないかとされるのは、恐らく菜の花プロジェクトのことを言うておられるんだろうと思いますが、あれはこの環境創造モデルエリアとしてお示したものではござ

ございません。県の方が今年度の事業として菜の花プロジェクトを県下で幾つかモデル的にやりたいということがございました。したがって、これはまず基本的に県の事業であります。ただ、県の方の提案が50アールということでありましたから、市としては50アールでは余り見覚えがないから、豊岡市として上乘せをしてももう少し広い面積でということをお願いしている。基本的には県の事業だというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、事前協議の要綱なり条例が必要なのではないかとのご指摘もいただきましたけれども、私は必要はないものと考えております。それぞれ地区地区での合意を何をもって合意をするかというのは、その地区の伝統なりルールなりによってそれぞれ違いますので、その地区に応じた対応をすればいいものと考えています。

それから、もう1点、先ほどの5キロメートルということについて、何か5キロメートルに根拠がないといったような言い方をされましたけれども、あれは担当が言いましたのは5キロメートル以内がんだとか白血病だとか多いということについては根拠がないと申し上げただけでありまして、5キロメートルということについて別に根拠がないと申し上げたわけではありませんので、それはご理解を賜りたいというふうに思います。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 辻参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 失礼します。環境影響調査の調査対象範囲でございます。

生活環境影響調査の実施に当たりますは、環境省廃棄物リサイクル対策部からの発行の生活環境影響調査指針、これを基本として行うこととなります。この指針におきましては、調査対象範囲は施設の種類、規模、立地場所の気象、水質などの自然条件並びに人家の状況などの社会的条件を踏まえ調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域を設定するというふうに定められております。

今後、環境の学識者や上郷区周辺地区の方にも参加いただく協議の場を設けまして、その中で調査対象範囲、調査項目、現況調査地点などについて協議いただき、実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中興 薫） 市谷の地区の視察につきまして、11月の15日に計画をいたしております。

行き先は、奈良県の橿原市のクリーンセンターに予定ということでございます。ここの施設は焼却を、岩井と同じ方式でございます。ストーカ方式で。そして、そこで出た焼却灰を溶融も行っているという施設です。ここに市谷の地区の皆さんに行っていただくということについて、地区に提案をさせていただきました。その一番大きな理由の一つは、その施設が周辺に住居等々非常に密接に建っているということや、その施設が建てかえをされる中での経緯含めて非常に地区の皆さんの持つておられる疑問を解明していただくには一番いい施設ではないかなということ。もう一つは、最近この兵庫県あるいは近畿で建った施設の中で、この施設が今年のたしか4月の稼働でございますので一番新しいという意味で、これから計画しようとしている私たちの施設がどのような形の施設で、

過去のものから見ればどんなふうにならなっているのか。当然その中には公害対策やいろいろ懸念される心配事項についても確認ができるかなという意味で、その施設を提起をさせていただいて選ばれたというものでございます。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 答弁漏れがございました。申しわけありません。

上郷区に対しては、上郷区の建設行為がない限りはやらないということを申し上げてる。それでは他の隣接する区域、具体的には市谷、中郷等でどうか。あんたはその説明会で合意は要らないと言ったそうだがといったご質問もいただきました。

これは確かにそのようなご質問いただきました。私が答弁いたしましたのは、先ほども述べましたけれども、今、合意をいただかなければやらないと申し上げているのは、あなたたちの皆さんの地区の村人として入らせてくださいということを申し上げているので、そのことについて上郷区の同意をいただかなければやらないと申し上げていると。ただ、ではだからといって市谷や中郷の人たちのさまざまな疑問なり要望に耳を貸さないということではございません。そこを私たちは理解を得る努力は精いっぱいいたしたいと思いますし、またご要望等があるならば、できるかできないかというのは当然ありますけれども、そこは耳を傾けさせていただきます。そのような答弁もその会合ではさせていただきました。

ただ、私たちがやるかやらないかということに関していうと、といってここを条件としているのは、それは村人にならせていただきたいと申し上げている上郷区である。そのことを申し上げたところでございます。現に、私たちはそのような姿勢に立って市谷や中郷区の皆さんにも説明会をさせていただきますし、これまでやっただけでは足りないでしょうから、それについてはこれからもさせていただきますということも申し上げました。

また、先進視察についても提案をさせていただいたということでございますし、またその会合の中でさまざまに出されたご要望についても答弁をさせていただき、あるいはともに向かって進むべきものについては努力をさせていただくということも答弁をさせていただいたところでございます。

それともう1点、補足をさせていただきたいと思いますが、適地の決定前に住民合意を得るべき云々かんぬんで少きつ言葉を行いましたけれども、安治川議員がそのようなことを考えておられるのであればということでもありますので、ご理解を賜ればと思います。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 参事の方から、環境影響調査の範囲については協議の場を設けてこれを決定していきたい。なかなかありますが、これはどの範囲の人たちと協議するのでしょうか。おのずからそれは範囲が決まると思いますが、いかがですか。

議長（谷口勝己） 辻参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 失礼します。先ほどの5キロというような問題とも関連するかもわかりません。一番大きな調査対象範囲ということになりますと、大気汚染、大気の方の調査になるというふうに思います。これは指針の中では、大体施設規模、煙突の高さ、それから焼却規模により

まして5キロから6キロを調査対象範囲というふうに決められております。これにつきましては、ただし書きとしまして予想される距離の倍を見て5キロ、6キロにしますというような言い方には文章的には書いております。ですから、基本的にはその周辺、その範囲に入る地区を対象とさせていただきますまして、関係者以下、区長になるのかわかりませんが、その方たちにも参加いただく協議の場を設けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 大変大事な事なので確認しておきたいと思いますが、期せずして5キロという数字が出てきて逆に僕はびっくりしてるんだけど、管理者の方から5キロというのは根拠がないというわけではなくて、がんが発生したりなんかするという、こういうことは証明されていないじゃないか、こういうことを言っただけだと、こういうことをおっしゃった。僕は素人の揚げ足を取ってねじ伏せるようなことはやめてもらいたいということを使うんだけど、怖いと思う人がいるんなことを言いますわ、それは、それを一々、あんたどういう根拠があるのかというようなことを言うというのは、これは私はおかしいと思う。まあこれはいい。

それで今、参事が5キロ圏でということになりますと、豊岡の市街地は全部入っちゃうと思うんですね。そうすると、ここの協議というのは一体何ですかいな、これ。また区長会長さんでも集めてやるんですか。私も議員にでもあり、区長の端くれだけど、この区長というのが合意したら合意ですか。私、どうもこれはよくわからんがな。

そして今、もう一つ大事なことは、隣接地域という話もある。少なくとも私は心配だと言っている隣接地域の方々ともよく話し合いはなさる、これはいいことだと思いますね。しかし、話し合いをするだけでその人たちが納得したかどうかということは必ずしもわからんわけですから、やっぱり一定の手続を経て安心をして調査ができる、あるいは建設ができるというふうにするのが普通のやり方。普通だということをおっしゃったから、普通と言うんだけど。だから5キロということになると、簡単に言うと区長を集めてと言われるが、区長を集めようと思ったらこれは数百人になっちゃうと思うが、いかがですか。どういうふうになさるのかな。

議長（谷口勝己） 辻参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 先ほどの答弁の中で5から6キロというふうに申させていただきます。ですから、対象となる範囲はそれぐらいでしょうねということで5キロから6キロを言いました。例えばその中で、じゃどの人に協議の場に入っただけかということになりますと、例えば区長さんたちに入ってもらおうかということが考えられるんじゃないかということで、その名前を出させていただきました。ただ、このじゃ5キロ以内のどの地域かというのは今後学識の方にも十分協議いただきまして、うちの方から相談しまして協議させていただきたいというふうに思っております。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 きょうその範囲大体こうですよということをおっしゃるのが私は至当だと思う。学識経験者やその他に話を聞くということで、結局議会は実質論議にはほとんど参加できない。

それで先ほど来の話の中で、環境影響調査についても上郷の地域の方々のご同意を得て進めたいというお話がある。これは上郷というふうに特定されているから、その合意の方法がどうであるかという議論もあるけれども、しかし特定されている。しかし、今度はその直接の影響範囲だと思われるその要素に従ってこの選定をするわけでありますから、その地域についてはこの議会で明示をされて、そして広く市民の議論をお願いするというのが至当じゃありませんか。私たちが聞くまで、環境影響調査が大事だ大事だ。ここで科学的なことをやったら、もうちゃんといけるんだというようなお話をしながら、範囲すら議会ではっきり申されないというのはこれは一体どういうことでしょうか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、具体的な幾つかの例を挙げて調査の方法論を上げました。これはあくまでも一つの指標で上げておるわけですが、まず第一にその具体的にどういう調査をするのかは地元の皆さんとの合意、あるいは同意を得なければなりませんので、その段階で、議員もおっしゃいましたように、ここでおっしゃってる事前協議というのはそこでどういう調査をどの範囲でどの数やりましょうということを行政と住民の皆さん、すなわち影響等を受けられる皆さんとの間で協議をして、そこに専門家を入れて、どういう調査をすることがそういうあらゆる方々の調査後の理解が得られるのかということで、調査計画をまずつくります。これがまず一番重要なことですので、今現段階で何キ口範囲でやるかとか、だれを委員会のメンバーにするかとか、あるいは何人にするかということはやはり私たちの側から見ればまず同意が得られなければその話に入れませんので、まず同意を得る中でそれを具体化していきたいということですので、現段階でお話し申し上げているのは、あくまでも指針等で示している数値を幾らか申し上げたということでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 まことに変な話だな。同意を得なければできない地域が決まらないというのでは、同意を得ることできんじゃないですか。これ上郷だけの同意でできるんですか。それだったら範囲は別じゃありませんか。上郷の方々のところを調査させてもらいたい、これはよくわかるね。しかし、上郷の方が同意したら全体の地域なんかもオーケーかということなんですか。いかがでしょうか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 生活環境影響調査は、やはりまず地元の上郷の同意を最初に要するということです。これは施設がそこにつくられますので、そして影響調査をやる場合に大気汚染の影響調査します。これが先ほど言うておりますようにならかなり広範囲の影響を調べると同時に、広範囲の皆さんがその影響を心配されたりあるいは関心を持たれますから、この影響調査。そのほか、その施設の騒音、振動あるいは水質その他幾つかあるんですけれども、こういう調査までもやるのかどうかということでございますので、やはり一番目には上郷の同意を得るといことと、そういうその他の地域の皆さんにはいろんな意見を聞きながら、どの地点を調査箇所にするかとかいうことを最終的に調査計画の中でまとめていくということでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 いや、それはお聞きしてますよ。その上郷の方々の同意を得るということは、それはそうでしょう。しかし、それが得られなければ調査範囲がわからないんでしょうか。これとはまた別の話だと思うけど、これ10月から調査したいということをおっしゃってきたわけでしょう。それなのに10月の定例会もうおしまいになるきょうなおかつおっしゃれないというのは、これはどういう理由があるんですか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 調査について、法的にも、あるいはその他の法的規制でこの範囲、この距離やりなさいというものはございません。したがって、今、議員にこの範囲でやりますとかいうことを言っておりませんが、どの範囲でやるかは環境影響調査の計画段階で煮詰めて最終的に決めていくものでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 いや、計画段階って、今計画をしてないんですか。それじゃこの10月やるっていうのは別に上郷の同意があるうがなかるうが、まだ準備ができてないと、こういうことですか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 同意をいただきましたら、地元の皆さんにも影響調査をこういう手順でしていこうと考えていますということを説明して、やはりその一番最初に立ち上げるのが調査計画をつくる協議会と言えるでしょうか。そういう運びにしておりますので、現段階では具体的にそれを我々が事前経過として持っているものではございません。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 それじゃ決算書の主要な成果の中に上がっている生活環境影響調査事前資料作成業務、これはわざわざ環境テクノスですかね、いう会社に委託をして調査をしたことになってる。そして、事前協議をこうやりますということをお示しになってる。これは市民全体にも配られましたね。どうでしょうか。それでも何かほかはまだ要素があるんでしょうか。これは一体何の決算書ですか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 議員各位にもその成果物はお配りしましたが、これは影響調査をことしさせていただきたいというふうに言っておりますが、その影響調査がどんなものかを地元の皆さんに説明をするための実は資料でございます。ちょっと難しい言い方しておりますが、この決算で上げとるものは地元の皆さん方、地元に関りませんが、皆さんに調査をする場合、調査計画をつくる場合、さまざまな説明をするための資料でございますので、そのようにご理解ください。

それと済みません、それは全市民にはお配りしておりませんが、上郷でも再三お配りしておりますが、全家庭にはちょっとお配りした記憶が私はございませんが、懇談会等ではお配りしております。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 都合のいいこといろいろおっしゃるな。

それじゃ、この主要な成果のやつはこれは議会にお示しになってるわけですから、これで事前協議が行われておるといふふうに通常理解する。調査のあらまし、調査手法の概要、関係法令及び基準、専門用語の説明等となっております。これはそしたら上郷の方にだけお示しになって、協議をするための資料なんですか。どうでしょうか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 一番最初の目的は、まず上郷の皆さんにそれでもって調査がどういうもんかと。なぜそれをする必要があるのか。それをすることによって、どういう疑念なり疑問なりあるいは心配が解決できるか。そのことを説明をさせていただくための資料でございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 これはお話にならん答弁だと思いますね。そのことはもうここに書いてあるからあらですけども、事前協議をするための生活環境影響調査というのはどんなものかということ明らかにした資料をわざわざ委託をしてつくった。上郷の方ももちろん説明を受ける権利があるが、我々もこれに基づいて環境影響調査というのは大体こういうことをやるんだなと。その範囲はどうだろうと通常考えるのが普通じゃありませんか。上郷の人がうんと言わなかったら、この中身がまた変わったりするんですか。さっき、適地については当局の権限であって裁量権の範囲内。それでその上で合意を求めるといふことを管理者はおっしゃった。そうしたら、今日上郷を適地だということ公表して、ここには建設予定地という表現になってる。そしたら、そこは隣接地というのはいきなり上郷、中郷だということもさっきおっしゃった。こういう場合には特定して何を言うかと言わんばかりのお話があって、事、環境影響調査になったら合意を得なかったら範囲も決まらない。住民の側が5キロだと言ったら、5キロの根拠を言えみたいなことになってくる。こんなばかなことがありますか。私は、やっぱりこの地域ではこれぐらいのところは調査をしたいと思ってる。

もっと言えば、中郷、上郷の人たちは交通量のことも言ってますね。また、水源地のことも言ってる。そしたらそういうことについて、安心できるように調査をするためにかくかくしかじかの地域でやりますということをおっしゃったらどうですか。議会に何か言えないことでもあるんですか。いつもこれ何か学者を入れて、何か区長の代表を入れてというお話がいつもあって、もう決まってしまうから、これは当局の権限であるからして一向に差し支えないんだと、こういう話になるんでしょうか。いかがでしょう。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 私たちの意図を、意図的に悪く思わないでいただきたいと、そのように思います。

生活環境影響調査につきましても、先ほど担当の方からまず第一の対象者が上郷区の方だと申し上げましたけれども、それはそこに限定しているものではございません。それはその幾つかのやりとりの中でも十分ご理解いただいていることだろうと思います。ただ、まず環境影響調査自体の受け

入れについて、上郷区の皆さんにその是非を問うてゐるわけでありますから、その人たちに対する資料をつくらうというのはこれはむしろ当然であります。ただ、環境影響調査自体がどういうものかというご関心は、これは広く市民も当然にお持ちでしょうから、私たちはこれを隠してゐるわけではなくって、必要な方々には当然お示しもいたしております。

また、例えば国府の皆さんのようでありますけれども、環境影響調査についてこういうものかということの説明はさせていただいております。引き続きどういうものかという疑問を持たれる方に対しては、私たちはそこは誠心誠意ご説明をさせていただきたい、このように考えているところです。

また、その環境影響調査をやるためには、当然最初にまず法律に決められている基本的な事柄がありますから、それをやりましょう。しかし、追加的に何をしますかね。追加的にやる場合でも、どのポイントでやりますか、あるいは何キロ離れたとこのどのポイントでやりますかというふうに、計画自体は実施までに粗い大きな網からだんだん細かい網へと目を細かくしてまいります。これは物事を実行するときには普通当然にとる手法でございます。今、私たちがおりますのは、そういった具体的なことをやりとりする段階にまだ至ってないということでございますので、一般論としての環境影響調査というのはこういうものですよということを説明をさせていただいている。これを上郷区の皆さんが、じゃそれについてはやっていいと。具体的な中身についてはこれから一緒に検討していこうという段階になって初めて、ではどのポイントで調査をするのかということが出てくるんだろうと思います。また、あの辺の地形とか等も考えながら専門的な観点からさらに広げて、どの辺までやればいいのかというふうに計画としては具体的に詰まってくるものと思います。

ただ、詳細な計画を立てようとするすると、環境影響調査自体をまさにそのような専門の機関に委託をする必要がございます。今は委託できる状況ではないわけでありますから、詳細な検討については行ってないと。これはむしろ上郷区の皆さんとの対応という意味では当然のことではないかと思ひます。もし私たちがさっさと詳細なところまで計画をつくと、また私たちに何の相談もなくそんなに進めるのかという声が出てくるでしょうし、恐らくや安治川議員もそのような批判をされるに違いない、このように確信めいたものを持っているところでもございます。

これはごみの処理施設もそうでありまして、今、私たちが174トンと言ってますけれども、ではそれはそのときの廊下の幅は幾らだ、あるいは管理棟の建物は何のくらいの面積なのだというようなことは今答えられないわけであります。それはまだそのようなところまで検討する段階に至ってない。物事は時間の経過の中で粗いところをまず決めて、それからだんだんより詳細にしていくものだということについて、ぜひご理解を賜りたいと思ひます。

また詳細にする過程で上郷区や隣接地域、あるいはまた議会や広く市民の方々でもご意見があればそこは率直な議論をして、よりよい調査ができるように努力をさせていただきたいと、このように考えているところです。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 それから、この合意をいただくためには環境影響調査をしなかったらこれができな

いんだという議論も一方でありますね。範囲もよくわからないんだが、今度その結果もですが、この環境影響調査の結果、住民が判断をするという手続はどういうふうになりますか。住民の方がこの結果を読んで、これはよくない地域だとかいいとかいうことを意見を出すことはどういう段階でどういうふうにできますか。ご説明ください。

議長（谷口勝己） 辻参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 調査の結果でございます。北但行政事務組合の条例によって諮っていくということになります。この報告書を広く住民の方に告示、縦覧し、住民の意見を求めるというふうになっております。この書類につきましては、廃棄物処理施設の設置届の際に県の方に添付するというふうに決められております。縦覧期間につきましては、告示の日から1カ月と。それから、意見提出としましては縦覧期間満了の日の翌日から2週間というふうな条例で定められております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 今、担当の方は法的な手続についてご説明をいたしました。上郷地区の皆さんとはその手続の中で議論はもちろんいたしますけれども、それだけではありません。環境影響調査の結果が出た段階で地元の皆さんにはお示しをして、意見交換をさせていただき、議論をさせていただくということをおっしゃるので、今申し上げた法的に必要な手続とは別に調査結果を率直にお示しをして、そしてもし必要な対応があるのであればこのような対応をとることが可能である。あるいはもう全く今の上郷の汚染度が大変高くて、もうこれ以上びた一文負荷できないということであれば、これはもうどうしようもないということで撤退ということになると思いますけれども、調査結果が出た段階で随時その辺は議論させていただきたいと、このように考えているところです。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 要するに、環境影響調査をしたら法的には意見は出せるが、意見が出たことによってその結果についての判断を左右することができますか。これ端的にお答えいただきたい。

それから、それとは別に今管理者がお答えになった上郷の意見は聞きましょう。意見を聞いて、どうするんですか。これがまた合意か合意でないかというようなことになるんですか。いかがでしょう。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、その縦覧手続の中で住民はもちろん意見を述べるすることができます。それを生かすことができるかどうかということですが、もうそれは意見の中身によるんだろうというふうに思います。十分根拠があり納得できるものであれば、当然のことながらそれに対して計画の側に何かの手を加えるというのはむしろ当然であります。ただ、それがそういった中身を持たないものであれば採用しないということは当然あり得る、このように思います。

また、上郷区の皆さんとの関係でありますけれども、仮にその環境影響調査をさせていただいた場合に、当然のことながらどんな結果が出たんだということはお関心をお持ちでしょうから、こう

いう結果が出ましたと。それに対して、私たちの方の計画しているもの、つまり法的には排出基準が決まっていますから、その排出基準にももちろん上乘せをする予定でありますけれども、今、議論の上で法的に基準等見ますと、それに基づいてみたときにこういうプラスの要素が出てきます。したがって、それが環境基準には適応しますということになるのか、適応しないのでより排出の段階で厳しい措置を設けて、プラスアルファをしても大丈夫だということで持っていきます。あるいはさっき言いましたように、とてもどんなに施設の側を厳しくしても今現にある上郷の汚染度が高過ぎてできませんというのか、その辺を率直にまずデータとしてお示しをさせていただく。その上で、上郷区の皆さんが事前にさまざまな疑問や懸念をお寄せになっておられますので、そういうことについての私たちの見解をお示しをして、そして施設そのものが思われているように危ないものなのかどうか、あるいはそれほどまででないのか、そういったことについての意見交換をさせていただくことになろうかと思えます。

かねてから私たちは単にその法的な手続上必要ということだけではなくて、上郷区の皆さん自身のご懸念、例えば煙突から出たものが空気の流れによって私のうちの窓から入ってくるのではないのか、ご懸念がありますから、本当にそのようなことなのかどうか。仮にそのようなことがある場合に量的にどうなのか、こういったこともお示しした上で判断をいただきたいと申し上げているわけですから、そのような手順を踏ませていただく、こういうことになろうかと思えます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 要するに、環境影響調査の結果は住民の側が縦覧期間中、それが終わって2週間の間に意見書を出すことはできるが、その意見書がどう取り扱われるかは率直に言って事業者側、管理者側の判断によるということですね。そうすると、簡単に言うと環境影響調査は法的義務であるけれども、終われば次の段階に進むことができるという手続であるということは明確ですね。いかがでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 先ほどから随分曲げて曲げて言われるような気がいたしますけれども、当然環境影響調査が終われば、その調査を踏まえて次にどうするのかという議論に進むというのはこれは当たり前のことです。何か意図を持ってやるというふうな言われ方をするのはいかがなものかと思えます。結果をお示しをして、それで果たしてそれが法的な基準をクリアするのかしないのか、あるいはさまざまご懸念があったことについてなおかつご心配があるのかどうか。これはその環境影響調査の法的な手続とは別の議論であります。私たちは、地元の皆さんの合意を得ない限りは事業着手しませんと、こう申し上げているわけでありますから、環境影響調査の結果も踏まえた上でそのこともお示しをした上で、上郷区として最終的に本当にその村人に入っているという同意をいただけるのかどうかという手続に入る。これは法的な議論とは別のことだ、このようにご理解を賜りたいと思えます。

それと、何かその環境影響調査で縦覧をやって意見を言ったら、あとは管理者の判断かといって悪いことのような何か響きを持って言われましたけれども、これはだれかが判断するわけでありま

す。その判断が妥当かどうか、適正かどうかのチェックはこれは議会もできるわけでございますので、何かその判断そのものを管理者がするというある意味で法的には当然なことについてもう少しご理解を賜ればと、このように思います。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 縦覧、意見書という制度は、公共事業に特有の最終的な市民の意見を出す手続として都市計画法でも決まっていますね。しかし、これで住民の意見を問うたことになるかという点については、ひとつはっきりしてもらいたいと思います。というのは、しばしば曲げてとるとか、あなたの政党の機関紙はどうやらこうやらとか、こっちが聞いてもないことをあなたは言われるけれども、反対意見を出す者は特定の政党の意見と一緒にですよということを言いたいんでしょうかね。私は、私の所属している日本共産党にとっては大変光栄なことだけれども、そういうことを考えているかどうかは市民お一人お一人の胸の内ですから、私はこういう議場で管理者が言わずもがなのことをおっしゃるなあということを思いますから、そういうことは申し上げておきたいと思います。

私は、環境影響調査にしろいずれにしろ、調査の範囲も決まっていない。その結果については、当局が判断する。悪いか、こういうことをおっしゃっておると。私は、そういう手続しかないんですねと聞いているんです。住民、議会が判断ということをおっしゃったけど、議会は全然判断する権限がない。住民は意見を言うことはできる。しかし、住民の多数が賛成してるとか反対してるとか、あるいはまた大事な意見であるかどうかということを決定する権限が議会にあるわけでもない。こんな公共事業のあり方というのは、これは根本問題だから慎重な上にも慎重にせざるを得なくなるというのは当然ではないかと。私はこのことを申し上げて、質問を終わります。

議長（谷口勝己） 以上で安治川敏明議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分でございます。

休憩 午後0時25分

再開 午後1時30分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次は、1番山本賢司議員。

山本賢司議員 1番山本です。

本議会初日の管理者のあいさつでも、施設の整備方針検討委員会が設置をされて、10月の10日に第1回の会合が開かれたというふうに報告がございました。資料でその委員会のメンバーといいますが、委員が示されているわけですがけれども、その中に全国都市清掃会議という組織の技術担当部長という方が入っているということになっております。この全国都市清掃会議なる組織はどういう組織なんでしょうか。

この資料を出していただいております、この定款等から見ると、第2章で改印ということが規定をされております。その5条の中に、特別会員あるいは賛助会員というふうなものが規定をされております。特別会員は82の団体、個人だと。賛助会員は90という内容も示していただいておりますけれども、ここで出てくる特別会員とか賛助会員、こういうものはどういうものなんであり

ましようか。私の疑念は、発注者と受注者が同席をするようなことになるのかなみたいな、そういう会議なのかどうか、ちょっとそこところが気になっておるんです。

それから、2つ目にこの検討委員会の事業計画、さらには今後の進め方、こういうものについてはどういうことになっておりますのか、お示しをいただきたいというふうに思います。年明け1月ぐらいには委員会としては議論を終結するのかなというふうなことを委員の中からも少し伺ってはいるんですけども、内容が余りうまくとれません。ぜひとも事業計画、今後の進め方、こういうことについてお答えをいただきたい。

さらに、議会としてのこういう施設の整備方針、こういうものがどう議論が保障されるのかということなんですよ。検討委員会を立ち上げて、そこでの議論、さらにそこが答申を出せばそれがすべてというようなことになってしまうのかなというあたりが大変気になっております。

さらに、この当初要綱をつくる臨時議会の際にも少し議論をさせていただいたと思っておりますけれども、この検討委員会の事務局、ここにパシフィックコンサルタンツが入っておるといふうにされているわけですが、どういう経過でこの会社が事務局に入ることになりましたのか。また、この会社というのはどういう会社なんでしょうか、そのあたり。特に、どこが出資している組織なのということが大変気になるんであります。特定の企業が有利になるような事務局というふうなことになるはせんのかなという疑念を持っておるものですから、そのあたりお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） この整備基本方針について、議会はどのようにその議論が保障されるのか。答申が出てしまえば、もうそれがすべてかというご質問をいただきました。

そういうことではございません。現在このごみ汚泥処理施設の整備の基本計画を策定するということにいたしておりますけれども、その基本計画を策定するに当たり幾つかの基本的な事項、つまり整備指針でありますとかリサイクルセンター啓発機能でありますとか公害防止対策、つまり法的な基準以上にどの程度の上乗せ基準を自主的に設けるのか。こういったことを決めるに当たって、住民参画による検討しようということでございます。この計画をつくる責任は、一義的に管理者、私にあります。私の方で案をつくったものについて、議会で議論をいただく。これが通常のルールでありますけれども、私自身がもう案を、私が責任を持って判断する案をつくる過程で住民の意見を入れたいと、こういう趣旨でございます。

したがって、この整備方針検討委員会から出てきた答申をもとに、それをそのまま採用するのか手を加えるのかはまさにその内容次第ということになるかと思っておりますけれども、それをもとに当局側の指針なり、あるいはその先にあります基本計画を策定した時点で、あるいは案をつくった時点で議会の側にお示しをし、議論をしていただく、こういうことになるかと思っております。

したがって、答申が出ればそれがすべてということにはこれは当然ならない、このようにご理解を賜りたいというふうに思います。

その他につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

管理者（中貝宗治） 谷参事。

施設整備課参事（谷 敏明） まず、お尋ねの全都清の組織でございますけども、既に議員より資料要求がございました全国都市清掃会議の定款をお渡ししておりますし、インターネットより全国都市清掃会議のホームページからとらせていただいた資料をお渡ししているところです。

ちなみに、賛助会員というふうなお尋ねですけども、把握しておりませんが、北但行政につきましては正会員ということで、この640の団体の中に含まれているというようなことでございます。

それと、検討委員会にパシフィックというコンサルが入ってるけども、どのような経緯で入ったのか、どういった会社が出資しているかというお尋ねの部分でございますけども、我々、仕様書の中にこの業務を委託するときに要求しました内容として、委員会の資料の作成、委員会の参加及び説明の補助、それと委員会議事録の作成ということで、専門的な知識を持ったコンサルタントが参画をしていただく方が委員会がスムーズに行われるという判断から、このような仕様書を付して発注をしたということでございます。

なお、出資されている企業がどのようなものがあるかということにつきましては、把握いたしておりません。（発言する者あり）

議長（谷口勝己） 谷参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 申しわけありません。全国都市清掃会議のどのような組織かということでございますけども、事業の目的として地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行うことにより清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とした組織でありまして、これには地方公共団体、特別区、一部事務組合等が会員として入っているというような組織でございます。

議長（谷口勝己） 1番山本議員。

山本賢司議員 あれやこれやつかんでいないというお答えがあったんですけども、まず全国都市清掃会議、このものに民間企業が入っているのかどうかということなんですよ、お尋ねをしたいのは、先ほど賛助会員についてはつかんでいないというふうに言われた。しかし、お手元にある概要でも賛助会員は90というふうにあるわけでしょ。その手前の3号の特別会員、これも82というふうになっておりまして、団体が8、法人が11、個人が63。学者なんかかなと思いついて見せてもらってはいるんですけども、さらに詳細資料ということで特別会員の一覧というふうなものもとればとれるという仕組みになっておるようですから、ぜひともこの部分はお示しをいただきたい。

要するに、基本的には我が北但のこの組合も正会員としてこの組織の中に入っておると。これはもう事実としてあるわけで、逆に賛助会員、特別会員、こういうふうなところ辺で民間企業が入っておるのではないかという疑念を持っておるんですよ。発注者と受注者が同席をするという会議になっているのではないかということなんです。いかがですか。

議長（谷口勝己） 谷参事。

施設整備課参事（谷 敏明） この賛助会員の中に民間企業が入っているかどうかというお尋ねの部分ですけども、この定款の中の第5条にもありますように、賛助会員につきましては本会の事業に賛助協力する者ということでございますので、当然その中に民間云々のことは問われてないというふうなことでございますので、多分そのようなことになっているのではないかなというふうに思いますけども、調査しまして、資料の方を取り寄せたいというふうに思っております。

議長（谷口勝己） 1番山本議員。

山本賢司議員 定款でも、民間企業が入るということを否定はしていないということを今答弁で言われた。内容はわからんけれどもということなんですけれども、管理者に伺います。もし今の答弁、具体的にどこが入ってるかわかりませんよ。しかしながら、仮に民間企業がその賛助会員等でこの都市清掃会議の中に入っておるということであるならば、発注をする我が組合と受注するかもしれない民間企業とが同席をする会議ということになるんですけども、こんなことがあるの。もしそうであるならば、何かすごく怖い組織だなという逆の心配をするんですけども、いかがですか。その辺確認せずに先に行けないんですよ、私。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 何がご心配なのかよくわからないんでありますが、要はこのごみの処理に関する自治体なり、仮に企業が入ってるとしましても、企業の側はまさに技術を提供しているわけにありますから、ごみの処理のあり方についてさまざまな方々が集まって議論をするというのは何もおかしいことではございません。

それと、今回ここから委員に入っていておりますが、委員に入っていておられる方は東京都の清掃局のまさに現場で長年経験を持っておられる、まさにこの道の専門家、プロフェッショナルでありますので、その方の意見を参考にしたいということも何ら問題になるものではございません。

それと、受注者、発注者とおっしゃいますけれども、この委員会で求めておりますのは施設整備の基本的な指針あるいは上乘せ基準をどうするのか、リサイクルセンターにどういう機能を持たせるかということでございまして、施設をつくるその設計等を任せるというものではございません。議員がご心配になってるのは、しばしばコンサルがどっかのメーカーと既に非常に深い関係があって、そのコンサルが何か設計なりに加わるともうそのつくる方もそこに決まってしまうのではないかというような一般的な懸念から心配されているのではないかと思いますけれども、そのような懸念はこの件に関しては全くないものと、このように考えているところです。

議長（谷口勝己） 1番山本議員。

山本賢司議員 この特別会員、それから賛助会員については、ぜひとも早急に資料を出していただきたいというふうに思いますけれども、今、管理者の方から何ら問題はない、特定の企業に利益がもたらされるといふふうなことにはならないだろうと。この清掃会議はそういうものではないというふうに言われたんですけども、じゃこの組合の方針の検討をいただく委員会、ここにパシフィックコンサルタンツなるものが入っておる。先ほどこのコンサルタンツの出資状況はどうかということ

をお尋ねをしたんですけれども、そこまではつかんでいない。ざっと4億余りの資本金をお持ちの企業だそうなんですけれども、通常こういう場合、どこかとつながっている可能性というのが非常に大きいというふうに一般論としては思うものですから、そのあたりを明確にさせていただきたい。その点、再度伺います。

議長（谷口勝己） 谷参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 今回、施設整備基本計画をパシフィックコンサルタンツに委託をしましたが、あくまでその策定主体は組合でございます。最終的に我々組合の方で検証をしまして成果品となるというふうなことでございますので、決してコンサルタントの言いなりになってその思いどおりに計画になるというものではないというふうに考えております。

議長（谷口勝己） 1番山本議員。

山本賢司議員 ですから、3度目です。出資企業がどの辺なのか、そのあたり精査をしていただけますか。その点いかがですか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） その辺は調べて、また後ほどご報告をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、仮に出資者がどのようなものであれ、要は私たちは基本計画をつくる能力をしっかりと持っているところをまず探す必要がございます。そして、さらに言いますと、基本計画をつくって通常はそれで通常の形で実際あと発注をする場合でも入札で通常行われます。さらに、私たちの場合には準PFI、公設民営方式をとります。したがって、基本計画をもとに今度はその準PFIを進めるためのアドバイザリーグループを選定をいたしまして、そのアドバイザリーグループが例えば法的な専門家でありましてかごみ処理の施設に関する専門家であるとか、そういったものを集めて基本的な募集の要項を出して、それに基づいて企業が設計と建設とあと運転管理を一括して提案してくる。こういったことでございますので、議員がどうも勘ぐっておられるようなことというのはもうご心配いただくなくてもいいのではないかと、このように考えるところです。

議長（谷口勝己） 1番山本議員。

山本賢司議員 管理者から勘ぐってという言葉いただきましたので、私は勘ぐってはおりません。

事実関係を明らかにしていただきたいということで、4億9,000万なる資本金の出資団体、出資者はどこなのか、だれなのかということを確認を期していただきたいというふうに言っているわけでありませぬ。

逆に言うと、今、管理者も言われたようにPFIの一手法で設計も建設も後の運営も全部やっつけましょうということで、もう入り口の段階で設計は設計、施設の整備は整備、運転は運転ということで別々にチェックが入るわけではなくなるわけですよ、今のつくりでいけばね。だからこそ要するに今ここで出てきておるコンサルタンツが何者なのかというのは、我々にとったら大変大きな関心を持たざるを得ないところからお尋ねをしているわけです。いかがですか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 調べてお答えするという事は先ほど申し上げました。

議長（谷口勝己） 1 番山本議員。

山本賢司議員 私は、午前中の議論も含めてですけれども、いろんな成果物が出てはくるわけですが、そのものが本当に活かされるのかな、活かされてるのかなというのを大変疑念、また議案の審議のところでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、例えば17年度の成果物だということでも言われた環境影響調査の事前の協議というふうなことの成果物がありますということなんですけれども、そういうものが本当にじゃ、これは17年度の成果物ですよ、そういうものが18年度活かされてるのか。全く活かされていないという気が先ほど来ずうっと伺って気にしておるんですよ。その辺含めて、だれにもわからないまま何か事が進んでるんだか進んでいないんだかわからん。で、みんなの中に、みんなの中というのは住民の中ですよ、もやもやが幾らでも募っていくというつくりがこの間ずっと続いているような気がして居るんですけれども、その点、管理者いかがですか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 成果物が全く活かされていないというのは大変言い過ぎのご意見ではないか、そのように思います。現にこの環境影響調査はどういうものかというパンフレットを地元の方々にお配りをして、賛成するかどうか、あるいはそのさらなる次の段階の疑問は当然ありだろうと思っておりますけれども、基本的なイメージはつかんでいただいているんじゃないかと思っております。そもそもこれすらなければ、もう議論もどうしようもないということだろうと思っております。また、山本議員も環境影響調査についてあれこれ質問される際には、ぜひこのパンフレットをご利用いただければ、このように思います。

また、こういったものが全く気づかれないままに事態が進んでいるわけではありません。現にこの議会でも何度も議論をさせてきていただいております。それぞれの市町議会でも同様のことと思っております。また、最も関心の深い地域とのやりとりの中でも、説明がなされているところであります。それから、過去にも今のごみ汚泥処理施設の進行状況等についても説明をするなり、あるいは市町広報、あるいは北但行政事務組合自身の広報、インターネットのホームページ等でももう公開をされているところです。もちろんなかなかとはいいながら市民、町民の全部の方々になかなか行き届かないということは確かだろうと思っております。ただ、それは何もごみ処理の問題だけで限りませんで、すべての行政施策が十分になかなか市民には行き渡らないということと同じことではないかなと思っております。

私といたしましては、さらに理解をいただけるような努力は引き続きやってまいりたいと思っておりますし、午前中の答弁で助役の方から申し上げましたけれども、一度そのごみ問題についてのシンポジウムのようなものもやりながら、関心のある皆様にご理解をいただくような努力をしたいと思っております。

また、上郷区とのやりとりも、これは上郷区の皆さん自身のご判断でもあるんですが、すべて公開になってます。つまり新聞記者にということでありまして、何かありますと絶えず記事になる。これはもうむしろ進行状況を率直に新聞というものを通じて外の皆さんにお知らせするのがいいと

いう私たちの判断でもありますし、上郷区の皆さんの判断でもあろうかと、このように思います。

なかなか私も香美町とか新温泉町の皆さんにまで語りかけるチャンスがないものでございますので、ぜひ山本議員におかれましてはご自分の管轄内の町民の皆さんに積極的にお知らせをいただければ、このように思うところです。

議長（谷口勝己） 1 番山本議員。

山本賢司議員 香美町から寄せてもらってる議員ですから、住民に対して可能な限り事実関係を含めて、何がどう問題で、我々としてどうすべきなのかということを伝える努力というのは管理者に言われなくても私自身の責任でやるということは従来から思っておりますし、やってきたつもりで、十分かどうかは別にしまして。

しかしながら、やっぱりその成果物が生かされていないというのは言い過ぎだというふうに言われたんだけど、午前中、辻参事だったでしょうか、5キロ6キロというその影響評価のエリアの話が5キロは根拠がないとか五、六キロとかいろんなことを言われるんだけど、少なくとも17年度の成果物の中には、今想定をされてるあの煙突の高さからすると5ないし6キロというぐらいの距離は影響がある、倍だということも言われた、説明書きにもあるんだけど、そういうことが想定をされるというふうに言われるんだけど、5キロ圏でとってみてくださいよ。東、出石神社まで行きますね。北は清冷寺まで行きます。西は道場あたりまで行きますね、5キロですよ。南は当然市境まで行くというふうなエリアになるんだと思うんですね。そういうことをこの17年度の成果は想定をしながら、実はその市谷の皆さん方がばあっと言えばそこへ出かけていく、中郷にも出かけていく。その前段では中辻の区長さん方へということもあったようですけれども、本当にみんなにわかるような話をしてるのかなというのが私は成果物が生かされていないというふうに言いたくなる理由の一つなんです。その点、いかがですか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） もっと生かせということだろうと思います。全く生かされないとおっしゃいましたので、それはいかがなものかと申し上げました。現に5キロだとかいった議論を山本議員ができるのは、まさにこの生活環境影響調査のあらましをご存じだからこそ次の異論が何なのかということがわかりになるわけで、いわばこのペーパーは生活環境影響調査のあらましですから、基本的な事柄についてのPRのものである、このようにご理解をいただきたいと思います。

ちなみに、市谷や中郷からわあっと言われたからやったわけではありません。実は上郷に過去にありました日高町時代のごみ処理場がむしろ市谷だとか中郷の人たちに大変な迷惑を及ぼしていて、現実の反対運動は市谷や中郷で大変騒動が起きていた。そういった経緯を踏まえて、近接するところでもございますので、説明会をやってるということでございますので、何か場当たりのやってるということではないということにはぜひご理解を賜りたい、そのように思います。

また、先ほど安治川議員との議論の中でもお答えをいただきましたけれども、要は実際最終的にその環境影響調査をやるうとすると、それはまさにきちっとした具体的な内容を詰める必要がございます。そこまでの詳細というのにいきなり行くのではなくって、物事というのはまずあらましが

どうなのか、基本的な要素は何なのか、そこにどういう項目を新たに入れるのか、そしてあの場所に照らしたときにどの地点で調査をするのか、どこまで調査のポイントを広げるのかというふうに具体的に計画を詰めていくというものでございますから、その最初の段階でそこまでないと言われても、それはむしろなくて当たり前ではないかというふうに思います。物事は大きな網をまず投げて、ばさっとした理解から始まり、ちょうど彫刻をする場合でもいきなり顔の輪郭まで詳細に彫刻するわけではなくって、まず粗いデッサンをして、徐々に輪郭をはっきりさせていき、あるいは顔のしわまでかいていくというふうになるわけでありますから、そういった時間の経過の中でご理解を賜ればと、このように思います。

議長（谷口勝己） 1番山本議員。

山本賢司議員 以上でいいです。

議長（谷口勝己） 以上で山本賢司議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

次に、第9号議案職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通知のありました3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 これは各市町では既に議決をしておる条例の倣いの条例だと思われましても、私は豊岡市議会でも申し上げたんですが、この63歳、現在労務職員は定年制であるところを60歳に引き下げるという趣旨だということでございますから、これは高齢者がその能力に応じて働くことはいいことだという趣旨であって、法は63歳を60歳にしなければならないと強制する規定ではないというふうに理解しておりますが、この点について当局は実際にこれを提案されました趣旨をお述べいただきたいと思います。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 地方公務員の定年につきましては、国家公務員に準じたようなことで法に定めがございまして、そういう準じた年齢を定めるべきだと、こういう趣旨の規定がございまして。安治川議員がおっしゃいますように、国では労務職63歳を規定しております。しかし、それぞれそれは人事管理上の問題であったり過去の定年、いわゆる勸奨年齢といいますが、そういうものの事情があつてそういう法の定めがあるということでございます。

今回提案しております北但行政事務組合につきましては、現時点労務職は存在をいたしておりませんし、過去、清掃事業に関しましても労務職というのは存在していなかった、採用していなかったというような事情もございまして、したがって、他の構成、豊岡市を含む2町の定年年齢と同一の年齢を設定させていただくのがより合理的である、こういう判断のもとに提案をさせていただいております。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 ただいまのご説明は、豊岡市あるいは他の構成町が定年制を60に引き下げたから、

それに倣うのが合理的だというお話でありましたが、私はお尋ねしたのは、実質的に高齢者がその能力に応じて働く年齢を保障される。最低限63というのは、もともと公務員法には定年制はなかったですね。それが途中で定年制ができた。しかし一方では、年金支給年齢が引き上がっていくという矛盾があります。こういうことの中で、積極的な実質的意義は何でしょうかということをお尋ねしたんです。私も豊岡市の市議員でありますから、豊岡市が引き下げたいことはよく承知いたしておりますが、私はその実質的意義を感じられないので、わざわざ北但行政事務組合という現場を抱えて、本来労務職員がいたって少しも不思議でない。むしろいないのが不思議な事業体であるにもかかわらず、わざわざこの労務職という国家公務員法あるいは人事院の採用の定年制であっても、こういう規定があるのにわざわざ60に引き下げるのはなぜでしょうかということをお尋ねしています。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） この一部事務組合というのは、釈迦に説法でありましようけれども、構成する市町の本来の事務をそれぞれでやるのではなくって、いわば持ち寄って新しい一部事務組合という法人をつくってさせるというものでございます。ですから、もとをただせばそれぞれの市町業務である。それぞれの市町の定年制が60歳ということになっておりますので、いわばその連合体ともいべき北但行政事務組合の定年の年齢をそれに合わせるということはむしろ合理的なことではないか、このように思います。

もちろん法的に63歳であってはいけないということではございませんけれども、安治川議員がよくご存じのような経緯で、豊岡市も合併に際して60歳になりました。本来なら、その時点で北但行政事務組合の条例も変えるべきものだったと思いますけれども、その辺のことまで気が回らずに今日になった、このようなものだとご理解賜りたいと思います。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 気が回らなかったというのは不思議な話だけでも、私は今お尋ねしているのは、豊岡市や香美町、新温泉町が構成団体だから、そこの持ち寄りの団体なんだから、それだからそっちに倣うのが当たり前だという理屈をおっしゃったが、これも釈迦に説法でしょうが、地方自治法では独立の特別地方公共団体である北但行政事務組合ですから、ここの議会の議決があれば市町に義務を課することもできるという厳粛な機関であります。そこにご提案になっているわけですから、積極的な意味もある。

瀬崎総務課長は、63歳定年ということを引き下げても該当職員がいないからという趣旨のお話をなさいましたけれども、該当職員がいないからいるからということでご提案になっているわけではないと思いますから、その点については正確な答弁があるならなさっておいていただきたいと思います。将来のことまで我々が手を縛ることはないわけでありまして、もともとの香美町、豊岡市、新温泉町も労務職員についての規定を設けているのは今後行革その他で実態がどうなるかということとはございますから、私はむしろその点では正確を期した議論をしておかないと禍根を残すというふうに思いますので、積極的意義についてはどうもお話がないようでありますので、くどいようで

ありますがあわせてご答弁を願いたいと思います。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） ただいま管理者の方からございましたけれども、本組合人事管理上、次の給与条例もしかりでございますけれども、どうしても構成市町の例に倣うということが非常に合理的であると、こういうことが一番大きな理由でございます。

それにこの労務職につきましては、過去、勤奨制度の中で差が一般行政職との間にあったというような事情もあったやに聞いておりますが、豊岡市の場合はこの合併までそれが残っておったということですが、他の構成の町の方は昭和60年ごろから既に60歳一本ですと来ておった、こういう事情もございます。そういう理由のもとに今回整理をさせていただく、こういうことでございます。

議長（谷口勝己） ほかに質疑はございませんか。

1 番山本議員。

山本賢司議員 山本です。尋ねられてることに答えられないんですね。今、年金制度、受給対象年齢どんどん上げていくわけでしょ。現在は確かに当組合にいる職員はすべて構成市町からの派遣といえますか出向といえますか、そういう方々で占められている。しかしながら、仮に今計画しているようにこの組合のごみ処理施設が整備をされて、その後にはこの組合の職員も現業として生まれないと限らないわけでしょ。そうしたことまで検討されてるのかどうか、もう一度お答えください。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 施設が完成をいたしまして運営に入った場合、現時点、私が予想しておりますのは正規の職員として、組合の職員として労務職を配置するようなケースは非常にまれであろうというぐあいに思っております。現に豊岡市の清掃センターにおいてもしかりでございます。今度、新しい施設につきましては、DBOという公設民営というような方式になってまいりますと余計にその可能性は強いと、こういうぐあいに思っております。

議長（谷口勝己） 1 番山本議員。

山本賢司議員 としたら、金は出すけれども職員はいない。まして現業でその焼却処理をするというふうな人は。もちろん見せていただく限りは、近代的な機械、コンピューターで制御されておってというふうな話ですから、だれにでもできるということではない部分というのはたくさんあると思えますけれども、現業職なんていうのは存在しないと。何人か事務的な職員がいるのみというふうなことを想定されてるのでしょうか。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） おっしゃるとおりに、現在の豊岡市の状況を見ましてもそのような状況になるのではないかと、こう思っております。

議長（谷口勝己） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 私は、豊岡の市議会の本条例に準じた条例の改正討論でも63歳定年を60歳に引き下げることに反対をいたしました。改めて二、三申し上げておきたいと思います。

国家公務員、地方公務員は、労働三権を基本的に持っておりません。その上、定員法その他で縛られているだけでなく、今日では行政改革という名前で定員を減らすことに意義があるという国家・地方行政が進んでおります。この中で、さらに定年制を引き下げるといのは、いわば労働三権を奪った上に改めて制限を設けるといふふうなことのようには私には考えられます。確かにおっしゃる様に、今の事業の進め方では労務職員というのはいないかもしれない。これは何もそれだけでなく、学校の用務員さんとか、あるいは他の建設現場の公務員についても次第に市場化テスト法を待つまでもなく、民でできることは民でやるんだという趣旨でこういうことが横行しておりますが、私はそういう議論にくみするものではありません。本来の職場である公務員職場の権利をきちんと保障していくというのが地方自治体や議会の任務ではないかと考えますので、せっかく63年まで働けるのに60歳でやめなさいということをやも強制していないのに我が議会がわざわざ議決をする必要はないというふうに思いますので、本案については反対を申し上げます。

議長（谷口勝己） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

これより表決に入ります。

第9号議案について、起立により表決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（谷口勝己） 起立多数であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

第10号議案職員の給与に関する条例の全部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 本案については端的にお尋ねしたいと思いますが、本条例がこの議会で議決された後は豊岡市の条例に準ずるのでありますから、豊岡市で議決をされると自動的に本組合の本条例は改正されると、そういう性質のものになりますか、いかがでしょうか。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 給与条例の改正に当たりましては、これは本来労使が話し合っただけで基本的には合意したもののついて条例を改正をしていくと、こういうシステムになっておるかと思っております。おっしゃいますように、豊岡市の条例が変わりますれば自動的に法的には変わってまいりますが、私ども組合の中に職員がおりまして、労使の間でいろいろと議論があって、その間に豊岡市との間にそごが生じる、違いが出てまいり場合は読みかえ規定をさらにつくる、あるいは別の部分の条例をつくる、こういった事態も生じることはあり得るかと思っております。以上です。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 ただいまの課長の答弁は重要だと思うんですが、法、条例にはそういう規定はありませんね。いかがでしょうか。今おっしゃったように、労働慣行としては労使間の話し合いというのはあることになりますね。それは地方公務員法に職員団体の規定がありますし、その地方公務員法による労使間交渉の原則は労働条件、待遇について話し合うことはできるということになっておりますが、条例改正上の法文規定にはないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） ただいまの最後のご趣旨がちょっとわかりにくいかと思います。私が申し上げますのは、例えば特殊勤務手当といったようなものがありますが、これにつきましては豊岡市の条例でも別条例で定めると、こういうぐあいになってございます。したがって、もし北但行政事務組合の中に特殊勤務手当を支給するような事態が生じれば、それは北但行政事務組合が条例を定めてまいると、こういう流れになってくる、こういうことでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 わざわざ説明のこの中に、ここも対象職員いないんだということが書いてありますね。それで私はこの条例に反対の立場でただいま聞いてるわけではなくて、条例は改正することは職員の身分や待遇に関連いたしますから、厳正にしなければならないということでありますから、私は何も難しいことを聞いてるわけじゃないんです。そごが来た場合、そういうことがあり得るとするのは事実関係としてはあり得ると思います。しかし、条例改正上はそういうことは問題にならないということを私は指摘しているのであります。というのは、対象職員がないというのは前の条例も一緒ですね。次の助役はいるんだけどね。だから僕はこの厳密に、本当言うと香美町も新温泉町も構成団体でありますから、本来、地方自治法でいえば市が加入している特別地方公共団体のさまざまな事務局は加入している市の規定に大体倣うというのが原則でありますから、私は豊岡市に倣うということを他のご選出になっておられます町出身の議員の皆さんがご賛同になればこれは問題ないとは思いますが、厳密な意味でお尋ねをしておきました。私の言うことが違っているのであれば、ご答弁をしていただきたいと思います。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 安治川議員のご理解のとおりでいいかと思います。特に何もこっちの北但行政事務組合の側で手当をいたしませんと、豊岡市の側で条例改正がなされれば自動的に北但行政事務組合もその内容の条例ができたことになります。

しかしながら、先ほど助役が答弁いたしましたのは、もし該当する職員がいて労使交渉をした結果、豊岡市とは別の中身に妥結した場合には当局側、つまり北但行政事務組合の当局側は北但行政事務組合の議会に対して新たな条例を出す。現在の提案しております条例が仮に通ったとしても、その条例を改正する条例案を提案をして議会の理解を得る努力をしなければいけない。こういうことになるのかと思います。

議長（谷口勝己） 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

第11号議案、助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 これは豊岡市の条例に準ずるということで、今度は適用対象が本組合にあるわけですが、格付の規定は豊岡市の規定のどのクラスに準ずるのか、お答えを願いたいと思います。

議長(谷口勝己) 答弁願います。

総務課長。

総務課長(瀬崎 彊) 議案のつづりの12ページの新旧対照表でございます。その中の第3条6項についてでございます。ここで適用しておりますのが、豊岡市の給与条例の29条と30条でございます。これは期末手当を支給をする際の制限を設けた規定でございます。29条は期末手当を支給しない場合を規定しております。これは職員等が刑事事件に関係をしたような場合でございます。基準日前1カ月以内から支給日の間にそういうことが該当してきた場合、こういように刑事にかかわってきた場合の条項でございます。

それから、30条につきましては、これは期末手当の支給を一時差しとめるというような規定でございます。先ほど申し上げましたような刑事事件が疑われるといったようなことで、それが確定するまでの間は一時差しとめると、こういった条項がございます。これを助役にも適用しようとするものでございます。

議長(谷口勝己) 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

第12号議案平成17年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 決算書12ページ、備考欄に業務委託料としてごみ処理基本計画策定業務、生活環境影響調査事前協議資料作成業務、循環型社会形成推進地域計画策定業務、汚泥分析業務、合わせて1,106万8,500円を支出し、573万1,950円が不用額に計上されております。これを中心にお尋ねをいたします。

ごみ処理基本計画策定業務766万5,000円は、これは当時もお尋ねをいたしましたけれども、北但広域ごみ汚泥処理基本計画のみならず新温泉町、それから香美町、豊岡市の基本計画も同時に並行、あわせて同じ業務費の中でこの766万5,000円で策定をされた。当時の質疑で管理者は、同じ構成員がしたのであるから合理的なんだという趣旨のご答弁だったと思いますけれども、こういうやり方が法に定める市町ごとの自主的なごみ処理基本計画策定に相当であったかどうか。これは決算の時点で反省をしておかなくてはならないのではないかと。私は、もちろん合理的にやることはいいことだけれども、それぞれの町がそれぞれ自分たちの町はどうしようかと。それこそ管理者が繰り返しおっしゃっている域内でまず処理するためにはどうしたらいいかということの基本計画で定めて、その上で北但広域ごみ汚泥処理施設の処理基本計画ができたというのが当たり前ではないかというふうにも今でも考えておりますが、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、生活環境影響調査事前協議資料というのは、さきの一般質問とも関連いたしますけれども、本来は特定の候補地が決定した後必要になるお金であって、まだ決まっていないのに説得資料としてこれをつくるというのはいかがなものでしょうか。一般質問でも明らかになったように、結局説得資料であるから一般的なことは述べてあるけれども、特定基点を基本として環境影響調査を必要とする地域やら内容やら、それからその手法なりはこれからしなくちゃならんという性質のものであって、こういうものを独立した調査として行ったことは果たして正しいだろうか。私は拝見するところ、この生活環境影響調査事前協議資料というのはいわば法に定めたり、環境庁なり厚生労働省なりあるいはその関係官庁が発表した資料を並べればできるような内容のものが絵解きで書いてあったにすぎません。ですから、これはこれで管理者が一般質問でおっしゃいましたように読めば勉強にはなります。しかし、この主要な成果物としてこれを並べるだけの値打ちがあったかどうかということについては、よく考えなくてはならないか。

それから、循環型社会形成推進地域計画策定業務というのは、これは管理者が何遍もおっしゃったように国の交付金をいただくためにつくったものであって、さしたる独立した意義があるわけではない。しかし、これをつくるために294万円の調査委託料が出ております。これはごみ処理基本計画策定業務を行った業者と同一業者であります。しかも随意契約であります。なぜわざわざこれを分けなくてはならないか。これはどうも私は不思議でございまして、そういうことです。

それから、汚泥分析業務というのはこれは下水道の定時定点だということになっておるようですが、これはそれこそ今心配されている、市谷の方々がか心配をしている日高町時代の処理場跡の廃棄物で埋蔵物の浸出水などの分析業務と関連があるかどうか。これは何か管理者が3年ほどやるかということをおっしゃったということのようでもありますけれども、そういうことと関連があ

るかどうかにつきましてもご質問申し上げておきたいと思います。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） ごみ処理基本計画、1市2町それぞれの市町のごみ処理基本計画とごみ汚泥処理施設の計画との関係についてご質問いただきました。

議員は、まずそれぞれの市町がごみ処理基本計画をつくって、その上で最後の処理施設を一緒にしようという計画をつくるのが順序ではないか、こういったご質問であったかと思います。これはそのような順序でもいいし、逆にそれぞれの施設がもう耐用年数が来ることがわかっているわけですから、その次のごみ処理施設を一緒にしようということを決めた後でそれぞれの市町のごみ処理基本計画がなされて、一体どのくらいの量になるのかということを含めていったとしても、これは一向に構わないのではないかと、このように思います。

特に、それぞればらばらでつくるのか一緒にするのかということについては一つにはダイオキシソ対策としての効果があり、2つ目に経済的に市民負担、町民負担が減ることがあり、3つ目にエネルギーの効率的な利用ができるということがございますので、それぞれの施設でそれぞれの市町で何分別にするとか、あるいはどのくらいのごみ量が出てくるのか、どのようなごみの減量化施策をやっていくのかということと切り離して一緒にするかどうかということの議論がなされても、これはいいのではないかと思います。

ただ、1市2町で施設をつくる場合に、どの程度の規模のものが要るかということはそれぞれの市町でのごみ処理基本計画を積み上げていく必要がございますので、そのような積み重ねをやって、当初236トンであったものを174トンに訂正をしたということがございますから、このそれぞれの要素要素の前後関係はあっても、要は最終的に耳がそろえばいいということではないかと私は思います。

その他につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） まず、生活環境影響調査のあらましをつくりましたけれども、この委託事業がまだ場所も決まってないのだから、決まってからするべきではないかというふうなことを申されました。

これは既に議論を何度もいたしていますように、この北但においては最初から適地を真っさらの状態から選ぶというふうにして、最終的に上郷を適地として定めてきたという経緯がございます。そういう中で、適地上郷の皆さんにご了解を得る努力をしながら、そしてそのときに順番としてこういう事業、もちろん法が定めてるわけですが、そういう影響調査が必要であるということからこれをつくって、そしてできるだけ理解を得るための材料にしていきたいというふうを考えてつくってきております。その点をご理解いただきたいと思いますが、これをお手元の決算の資料に特別主要な生活物として上げる必要があったかどうかということですが、あくまでも目的、こういう目的でつくってありますので、特段大きな成果物というわけじゃない、決算の報告として上げさせていただいているというふうにご理解ください。

次に、計画事業ですけれども、一般廃棄物の基本計画の委託と循環型社会形成推進地域計画の委託についてでございますが、この委託を議員は一緒にするべきではないか、分けるべきではなかったんじゃないかということでございました。

これを分けた理由といたしましては、一つには17年度に交付金制度ができました。その段階では、どのような地域計画をつくるのか、計画内容そのものがまだ4月の当初段階では見えなかったという経緯もございますが、一方、一般廃棄物処理基本計画は急いでつくらなきゃならないということで、10月にはつくり上げたいという目標を掲げていたわけです。そういう中で、一廃計画を早くつくりたいということで、たしか5月に契約をいたしましたと思います。その時点では、循環型社会形成推進地域計画の委託を同時に行うことは事実上できなかったということが一番大きな原因で、それを別々にしたということでございます。

次に、この契約が随意契約ということでございますけれども、この随意契約といたしました理由は既に資料でお示しをしておりますけれども、この事業が過去この委託事業者には本事業についての委託を幾つかしている関係もございまして、また一般廃棄物処理基本計画をつくり上げていく場合には、過去の実績あるいは1次推計といいましてもう既にご説明しましたが、過去5年間のごみの出ぐあいでいけば将来どうなるかなという1次推計をいたしました。これが非常に作業的にいろんな意味でデータの整理やあるいはコンピューターの利用等ということがございますので、そういうものを知り得た業者に委託することが我々が最もいい計画がつかれるという判断をする中で随意契約をいたしましたということでございますし、循環型社会形成推進地域計画もその一廃計画をもとにしてまとめてつくり上げていくことですので、その方が時間的にもより内容が理解されたいいい計画がつくり上げられるということで、随意に契約したというものでございます。

最後に、汚泥分析についてですけれども、この汚泥分析は旧日高町の処理施設との関係は一切ございません。以上でございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 ごみ処理基本計画は、各市町の基本計画をつくるよりも早くても遅くてもそれは実質であればよいんじゃないかという管理者のお答えであります。私は事実関係については管理者がご提案になったからもう繰り返すまでもなくよくご存じのように、私は豊岡の市会議員であります。北但行政組合のこの議会で豊岡市の基本計画も同時に受け取る。後から豊岡市議会の議員協議会が開かれるという順序になりました。幾ら何でも積み上げる必要があるというこの市町の基本計画が、コンサルタントが仮に同じ費用でやったとして、各市町でつくってそこで論議をしてそして北但行政でやれば、もっとここが合理的ですよ、減りますよ、ふえますよという議論があったのならこの疑念はありません。しかし、私は一議員として、市の方の概要版を読むのがもう本当に大変でございました。正確な議論ができたかどうか、私にはわかりません。こういう行政のやり方、課長は途中で循環型の計画まで出てきたので計画がうまくいかなかったと。だから別になったんだというお話がありますが、大体こういうやり方そのものがもう一般市民にはわけがわからないという根本であります。

おまけに、この循環型社会形成推進地域計画というのが国の交付金が巨額に出るというものに合わせていこうということでありますから、私は先でも後でもよかったというお答えはどうもよくわからない。根本問題が違ってるんじゃないかなと思いますので、違ってないということであればお答えをいただいております。

それから、ダイオキシンがどうであるとかごみの費用が安くなる高くなるというお話があります。ダイオキシンについても、もうこれ議論をし尽くしたようなところがありますが、現施設でも皆クリアしていると。このために巨額の費用をそれぞれの市町が入れました。今日、議論が矛盾しておりますのは、上郷の人たちが怖い施設だと言ったら岩井は怖くないじゃないかというふうな議論があつてみたりするのは、今の岩井の人たちが基本的に安全なような基準をクリアしているからそういう議論になるんですね。ですから、私はこの広域にしたらダイオキシンの発生量がうんと減るんだと。24時間連続運転だったら、8時間で始動、起動するやつよりもいいんだという議論がありますけれども、そんなあいまいな基準なのだろうかということも思いますので、あわせてお話があれば承っておきたいと思っております。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 済みません、先ほどの答弁は議員の質問を誤解をいたしておりました。ごみ処理施設の方の計画とごみ処理基本計画との関係ではなくて、議員が言われてたのはこのごみ処理基本計画の中の北但行政事務組合部分と市町部分とのその審議の前後関係のことを言っておられたわけですね。

そのことにつきましては、過去の議場でも答弁をさせていただいたとおりでございます。論理的な順序からいけば、市町議会において議論がなされ、そして出てくるごみの量がそこではっきりして、それをさてどうするかということが論理的には順序がもしもありません。ただ、ごみ処理基本計画というのは、たまたま北但行政事務組合が既にあのときに存在しておりましたからそういう形になりましたけれども、もし1市2町がそれぞればらばらでいったとしてこのような一部事務組合がなかったとしたら、それぞれの市町の中に一体のものとしてなければいけなかったことでございます。つまりどういうごみの分別をするのか、あるいはどのようなごみの減量化策をとるのか、そのことに通じて幾らのごみ量になるのか。その出てくるごみをどのように処理するのかというのは一連の経緯でありますので、議会の審議の中で論理的には今申し上げた順番から審議がなされるのが本来がもしもありませんけれども、審議の順番が逆になったとしても、それは別に特に大きな支障にはならないのではないのか、そのように私としては思います。

それから、ダイオキシンについてでございますが、これももう何度も議論させていただいたところですが、岩井が現在基準を満たしておりますけれども、それは岩井の施設は24時間連続運転をやっているということでございます。香美町と新温泉町ももちろん基準は満たしておりますけれども、24時間連続運転にはなっておりません。したがって発生を抑えるというよりは、発生したものを捕獲するという側で処理がなされているという方がむしろ重点ではないかと思っております。豊岡の方のものにつきましては24時間連続運転ですから、基本的には発生抑制に手が入っている。そしてもちろん

んそれでも一定の量が出てまいりますから捕獲をする、こう二段構えになっております。新たな施設をつくる場合にどっちがいいのかということであれば、そもそも発生しないことはいいわけでありますから、一緒になって北但全体で発生量を抑えるという姿勢が私はとるべき姿勢ではないかと思えます。もしそのことによって2町の負担がえらいふえるとかいうことであればどちらをとるかという議論はあるでしょうけど、一緒にした方がそもそも発生を防ぐことができより根本的な対策ができて、しかも安くできて、しかも熱回収がうまくいくのであれば、これにこしたことはない。それを今の香美町や新温泉の施設が基準を満たしているからそれでいいんだというのは、ちょっと議論としてはいかがなものか、このように思います。

管理者（中貝宗治） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 物は言いようだからね、いろいろありますけど、僕は根本的な問題で最後にご質問申し上げておきたいのは、そもそもこのごみの広域化の今回の計画は市町側から持ち上がった話ではなかった。もともと国、兵庫県が計画をして、但馬は一つにしようじゃないかというのが県から提案があって、但馬の市町の首長さんたちが集まって、それは余りにもというので2つに分けたというのが経過じゃなかったか。だからそれに合わせる形でむしろ市町の基本計画ができていったという経過がありますから、これは私の認識が違ってるとおっしゃっていただきたい。私は、当時この合併前の北但行政事務組合の議会に出てそのことを知って、これはえらいことになつとるなと思って、当時、任意協議会でこんなことをするのは行き過ぎだよと、北但行政事務組合の議会できちんとやるべきだと言ったら、事務局は北但行政事務組合がやったが、しかし実際のご事は任意協議会の名前でやられたということが今日まで尾を引いています。そのしばしば問題になる上郷の用地選定も任意協議会でやりましたね。非常に詳細な記録が出ている。今、管理者がおっしゃるこの安くなるという話、耐用年数が来てしまう、香美町も新温泉町も、当時そういう名前じゃないけれども、これは大変だという報告も当時の任意協議会で出たんじゃないでしょうか、どうでしょうか。それは私の思い過ごしなのかどうか。私はごみ処理基本計画がどっちでもいいことではなくて、本当に市町の市民、町民の議論をもとに、議会も当局も一体となつてつくり上げていくべきもの、最も身近な関心のある問題でありますから、そこが抜けておるといことは否めないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 北但で広域化の事業が進みましたそもそものきっかけは、議員ご指摘のように国の方針あるいは県の指導ということでございます。それはダイオキシンが大変問題になりまして、ダイオキシン対策の決め手は結局24時間連続運転である。発生そのものを抑えなければいけない。このようなことから広域化の方針が国の側でも出され、県からも指導があったところでございます。

また、そのことを実効あらしめるために、いわば担保的な措置としてそういったものでなければ施設整備の補助金の対象にしない、こういったことがあったことは事実であります。

したがって、この経緯から見ますと、地元の側で自発的に我々でダイオキシン対策をやるうや、安くなるからやるうやということを考えて、あら、気づいてみたら国と一緒にかなということではな

かったというのは議員のご指摘のとおりであります。

ただ、私たちは、といいましてもそのときは私はまだおりませんでしたけれども、いわば当局側は国が言ってきたから、県が言ってきたから、中身の何を何も判断せずにお上大事だということに従順に従ったわけではありません。だれが言い出したかという経緯は別として、どのような合理性があるのか。そのことの検討がなされた上で、国や県の指導は当初は但馬全体でありましたけれども、北但ということになった、あるいは南但でということになった。

しかも、さらに判断するに当たって、確かに費用も安くつく、ダイオキシン対策もできる、それから資源の有効利用もできる。それには合理性がある。このようなことから判断をしたわけでありませう。上が言ってきたから従順に言ってきたということでないことについては、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

議長（谷口勝己） 次に、1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。今も議論があったわけですけども、生活環境影響調査事前協議資料の作成ということで、金額的にはわずか9万9,750円というふうなもので、参考にしてくれというふうに管理者からも先ほども言われたわけですけども、今想定をされておる、あるいは上郷の皆さん方あるいは関係者に日量とかあるいはさまざまな現時点での計画といいますが、見込みの説明をされておるわけですけども、そういう中で、現時点で見込まれておる煙突、このものの高さは幾らというふうにご説明していますか。

で、その事前協議の資料からいくと、先ほど来あったわけですけども、5ないし6キロメートルというふうなことを答弁でも辻参事だったでしょうか、答えているわけですけども、その辺を含めて、どうとらえてどう対応しようとしているのか。もう少しわかる話をしてください。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、煙突の高さというご質問でございますが、現段階では何ぼを想定しているということは具体的設計をしてみなければわかりませんのでお答えはできないということですか、少なくともはっきり言えることは、今の岩井が59メートルです。この59メートルになってる根拠は、航空法で60メートルを超えれば障害灯等をつけなきゃならないということになるわけです。その場合、障害灯というのはくるくる回って明かりがついたり、あるいは蛇腹模様の煙突につけて航空障害物であるということを示さなきゃならないということですが、こういうものをつけたら大変な維持管理費、もちろん建設費もかかるというふうなことであります。そういったことも一つの要件として、最終的にはごみ量を決めたり最終施設の設計をする直前に決められるということですが、生活環境影響調査のときには一つの過程で数値は置いてやっていくというふうになりますが、それももう少し進んだ段階で具体的数値を過程として置いていくということになります。

山本賢司議員 地元説明会等で煙突の高さ説明してないの。

施設整備課長（中奥 薫） はい。新施設の煙突の高さは説明していません。私が申し上げているのは、新施設の場合、煙突の高さが何メートルになりますということは申しておりませう。一つの仮定として今の岩井を、想定していただくために59メートルという数値は言っておりますので。

議長（谷口勝己） 1 番山本議員。

山本賢司議員 上郷が適地だということのみずからお決めになったということで、同意を得る努力をされておる。そういう中で、現地での説明会等々随分いろんな形でご説明をされているというふうに見ておるわけですが、そういう中で新施設については煙突の高さはまだ未定だと、説明もしていないということと言われるので、多分本日お越しの皆さん方はええっということを感じるんじゃないかなというふうには私は思っておるわけですが、同時に少なくとも半径5ないし6キロメートル程度を大気汚染の調査対象地域というふうなことにやると決めたということではないんだらうけれども、影響調査の手法としてはそういうことが調査の指針の中であると。このことをどんなふうに当局側はとらえておるのか。どうもまだ私わからんのですよ。地元だとか地元じゃない、同意を得る対象地域ではないとかいろんなことをいろんなふうにおっしゃるんだけど、少なくとも5キロないし6キロのエリアは大気というものが影響を受ける可能性があるエリアだというふうにとらえましょうということではないんですか。だとすれば、そのエリアで最低限考える。住民の皆さん方にわかっていただく努力をするということがなければ、話は先に行かないんじゃないかなということを私は思うんですけど、その点いかがなですか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中興 薫） 議員がおっしゃってる質問の趣旨、もう一つつかみ切れないんですが、多くの市民の方の中には5キロあるいは6キロあるいは3キロ、いろんなところに住んでおられる方は、影響を受けないかという心配があるのは事実ですね。これは事実でございます。では、影響調査をしてみて、どの地域にどんな影響があるかということをはっきりとすることが生活環境影響調査でございます。その場合には、従来からお答えしていますようにどういう調査をするのかということ調査計画書をつくるのが一番いい方法で、そういうふうにしていきたく思っているんですけど、その段階で仮になら5キロの範囲の方が、いや、うちもやってほしいと、あるいは7キロの人が、いや、ここもやってほしいというふうなことが出てくるでしょうけれども、そのときにはいろんな予想等をしながら、どういう地域、範囲、どのポイントでやるのがいい調査なのかということ協議しながら定めて、理解をして進めていくということになりますので、議員おっしゃるように5キロかあるいはそれ以上かわかりませんが、影響を受ける人の心配ありますが、しかしそれをどのように調査するかは調査の計画書をつくる段階で明らかにして決めていくということになります。

議長（谷口勝己） 1 番山本議員。

山本賢司議員 少なくともよく見ると言われた手法でいくと、最大着地濃度出現予測距離のおおむね2倍を見込んで設定をしたという、大気汚染に関してですよ、そういう資料で皆さん方はご説明になっていらっしゃるんですね。岩井の現施設よりも処理能力としては大きいということからすると、59メートル、航空法のこともあってそれ以上は高くしたくないということをおっしゃるんだけど、幾らにするかは別にしても、少なくともそういうことがみずからの中で予測というか、想定をされる。しかし、現実に物があるわけじゃない中で何をどう想定するかといたら、本当に予

測の予測でしょ。影響全くわからないんですよ。管理者の方は前段で、その現在どの程度の負荷があって、さらに施設をつくることによって負荷がかかって、それでいけるのかいけけないのか。これ以上負荷かけるといけないのであれば、もっと規制を厳しくせないかねというふうなことなんだというお話だったんですよ。いずれにしても、ここと決めたら絶対やりますと。そのために必要な排出規制だとかそういうことはもっともつきつくはするけれども、やるということなんではないんですか。どうもこれから実際の実施計画をつくるということをたびたびおっしゃるんで、じゃその実施計画はいつどんなふうにおつくりになるんですか。上郷の皆さん方に同意をいただいた後におつくりになるということなんでしょうか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 基本的には、上郷の皆さんに影響調査をしてもいいよとお願いしてからつくりまします。それをしなければ、管理者もさきに答弁いたしましたように地元の同意もなしに行政は勝手にやってるという批判を何度も浴びておりますので、そのようなことは一切いたしません。

議長（谷口勝己） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 3点について、本決算に同意できませんから討論をいたします。

まず第1に、この主たる事業でありました基本計画の策定の経過について、また内容について、私は確信が持てません。豊岡市基本計画につきましても、残念ながら十分な検討をする期間がありませんでした。また、広域のこの基本計画については、私は管理者とは考え方が違うということでございましょうが、資源化、減量化、あるいは地球環境保護、温暖化防止というふうな点から見て、焼却を中心とする施設のあり方について根本的な反省をするということが必要だと。なるほど循環型社会形成推進地域計画の中では焼却炉のことを熱回収施設と呼んでおります。どこにも焼却炉という名前が出てこない。私は、中央官僚というものはごろ合わせがうまいなと思っておるわけですが、こういう庶民をだますような言葉遣いで事が解決するような問題ではないと思います。

私は、かねて堆肥化であるとか、あるいはまたは現に下水道汚泥については各町におかれて委託ではあるけれども堆肥化の努力をなされてきたのに、今度の基本計画ではこれを一切やめて全部燃やしてしまう。しまいには灰までもう一度燃やしてメタル化する、あるいはスラグ化する。量は小さくなるかもしれないが、本当にこれでいいのだろうかということについて議論が必要だと思います。私も素人ですから、科学の進歩あるいは技術の進歩に学んでいかなくちやならんと思うけれども、余りにもこの計画の策定の過程が急でありましたし、その後は地元合意云々ということできなり議論がずさんになっております。私は、そういう点ではもう少し真剣にやるべきだったなと思います。

また2番目は、ずっと地域住民の関心を引いております地元合意問題であります。これは環境影響調査の入り口でも問題になっておりますが、本来は基本的にはこれは7カ所選定のときにすればよかったか、1カ所選定のときにすればよかったか、それはいろいろやり方はありましよう。しかし、少なくとも当該地域の住民の方々に大方の同意をいただいておりますということは事の成り行き上どうしてもしなくちゃならん。それでその入り口で結局ねじ伏せるようなことをしてしまえば禍根を残すということになっているのは、現状が説明しているではないのでしょうか。

私は、一方では豊岡市議会でも申し上げましたが、霊園施設をつくる問題につきましては当局から議会に要望があって、予算は提出するけれども地域名を明らかにしないで議論してもらえないかというぐらいの話があって、我々も大分悩みましたけれども、事の成り行き上尊重しようという態度で来ました。ところが今日、上郷については公式のこの議場でも住民が物を言うと、反対派と言ったり賛成派と言ったりする。私は、何ということだろうと思うんです。しまいには、私たちのピラに何が書いてあることについてまで言及なさるといふうなことでございます。言論は自由でありますから、私も自由にやればいい、管理者も自由にやればいいということでありましようけれども、しかし事は住民の気持ちを大事にしていかななくちゃならんということでありましようから、私は本決算を行うに当たってこの反省が第一でなきゃならんといふうに思います。

3番目に大変疑問に思っておりますのは、施設整備検討委員会が発足しておりますけれども、この大前提として20年一括契約のDBO方式についてはさわらないということが原則になっております。私は、このDBO方式なるものが今までないですから、準PFIと管理者は言われたけれども、これが本当にどういうものであるかということがなかなか明らかにならない。しまいには、計画を立てた上でまだアドバイザーというものを雇ってきてまた計画をさせる。そして専門的知識がなかったらわからんのだと。わからんもんが議論するなみたいな議論にだんだん発展していく。安くつくんだからいいじゃないかという話になる。こんな作り方が本当にいいのだろうかということをおもうんですが、この施設検討委員会にご参加になってるのは、つくったのは管理者は住民の意見を聞くということだそうでありましようから、私は残念ながら住民の一人である私も不勉強にしてどうもDBO方式なるものが本当に我々の役に立つものなのかなということが確信が持てません。検討委員会の皆さんがこの点で確信をお持ちになることを切に望みますけれども、議員としてこのことについて責任が持てないのに本決算に賛成をして、その方向でいきなさいということが言えないのは極めて残念であります。

議長（谷口勝己） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

これより表決に入ります。

第12号議案について、起立により表決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（谷口勝己） 起立多数であります。よって、第12号議案は、原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。再開は15時20分。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時20分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 議員提出第1号議案（陳情等調査特別委員会設置について）

議長（谷口勝己） ここで、本日の議事運営について変更があるようですので、議会運営委員長の報告を求めます。

4番上坂正明議員。

議会運営委員会委員長（上坂正明） 本日の議事運営について、一部変更が生じたので、ご報告いたします。

本日、安治川敏明議員ほか1名より、陳情等調査特別委員会設置についての議員提出議案が議長に提出されました。議会運営委員会で協議しました結果、本日の日程に追加し、審議することとしましたので、ご報告いたします。

議長（谷口勝己） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、陳情等調査特別委員会設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、この際、議員提出第1号議案陳情等調査特別委員会設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時23分

議長（谷口勝己） 本会議を再開いたします。

日程第3、議員提出第1号議案陳情等調査特別委員会設置についてを議題といたします。

発議者の趣旨説明を求めます。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 では、時間を拝借しましてご提案申し上げます。

陳情等調査特別委員会設置について、地方自治法第110条及び北但行政事務組合議会委員会条例第2条の規定に基づき、特別委員会の設置を別紙要綱のとおり提出いたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

要綱につきまして、要点ご報告いたします。

設置の目的は、本議会に提出された陳情第1号、同第2号、同第3号に関する調査を行うためであります。委員会の名称は、陳情等調査特別委員会。定数は、議長を除く18名全議員によって構成したいと存じます。委員会は、調査完了の時期まで設置をしたい。調査の経費は、議会費中、予算

の範囲内で議長の定める額といたしたいと思います。

二、三補足を申し上げます。

一つは、前定例会でも上郷区住民有志から出ました陳情につきまして調査特別委員会を設置され、慎重審査が行われ、現地も調査し、かつ陳情書の趣旨の表明もいただき、審議を行いました。その例に倣って、近接した市谷地区から出ておったり、あるいはまた国府地域の住民から出ておったり、あるいはまた出石地区の住民から出ている陳情でございますから、同様の慎重審議をお願いをしたいと思うわけであります。

もう1点は、議会開会あるいはその直前、後も陳情1号については66名の署名をもって提出したと言われるところ、議長間の照会があって、豊岡市議会に出た署名は62名が取り下げられたという報告が議員にございました。また、陳情3号であります、出石地区から出されました21名の署名をもってする陳情が10名が取り下げられたという報告がございました。これは私、極めて重大な動きだと思われま。

陳情は、本議会では請願法に基づく請願と同等の取り扱いをもって審議することになっております。いわば請願権の行使に関して、疑点が生じております。通常、本意でないのに署名することはありませんから、取り下げられる方も自由でございますが、しかし66名中62名が取り下げるといのはいかにも組織的な活動が背景にあるかのように受け取ることができます。また、半数の署名者がまたこれを取り下げる。間髪入れない行動が行われているということから、私はこの陳情の経緯についても請願権を平穩に行使することは何人によらず保障されている。何人というのは、国籍、年齢、性別を問わないということで、有権者のみでないところに憲法上、請願法上の特別の保護を要する規定でございます。これは住民と議会が持っている極めて重要な基本的人権の一種であって、この取り扱いに関して疑義が生じているということを感じておりますので、あわせて本特別委員会で慎重審査をして、市民の権利を擁護するという立場から慎重審議を必要とするのではないかと存じますので、一言補足を申し上げまして、ぜひ全会一致のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

9番川口匡議員。

川口 匡議員 9番川口です。ただいま陳情1号、2号及び3号の調査をするための審査をするための特別委員会設置の議案が議員から提出されました。私は、この本案に対しまして反対の立場で討論を申し上げたいと思います。

私が今から詳細に申し上げるべきもなく、議員各位には十分ご承知のことと思いますけれども、当組合の構成いたしております1市2町の現有施設につきましては、耐用年数がタイムリミットに

来ております。その時刻は、刻一刻と経過をたどっております。平成25年の供用開始へと事業化へ向けようと当局は力いっぱい努力をしております。

また、予算の関係からいたしまして、平成18年度の生活環境影響調査におきましても3月31日までの予算という形の中で我々議会も議決いたしました。今、それに向けて合意を得るべく最大の努力を管理者を初め当局の職員の方はされております。残り5カ月余りで予算の執行の期限が来ようともしております。

そうした観点の中から、今、特別委員会を立ち上げるということの中でこの要綱を見ましても、委員会の設置期間につきましては調査完了の期間までというようなことも要綱の中に明示されております。立ち上げて調査をするとするならば、相当な時間がかかるものと思います。先ほど申し上げましたように、当局は地元の生活環境影響調査を得るべく最大の努力をしている観点からも、私たちの立場といたしましては速やかに議会として判断をするべきではないかなと思っております。

速やかに判断をするべきだというふうに思う中で、今会期中に議会の意思を示すべきだというふうに考えておりますので、本案につきまして私は反対をいたします。同意いたしかねます。以上でございます。

議長（谷口勝己） 討論ありませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。提案に対して、特別委員会の設置ということで賛成の立場から討論をしたいというふうに思います。

先ほど来、提出者からの説明もあったわけですがけれども、それぞれの陳情について署名の削除というふうなことがそれぞれなされ、実際それぞれの地域の中で、あるいは住民の間でさまざまな議論なりやりとりがあるのではないかなというふうに察するわけであります。そういう中で、住民の思いをしっかりと受けとめる陳情審査、そういうことが今必要になっているんだろうなということを思います。

先ほど反対討論の中で、今会期中に結論をとということも言われたわけですがけれども、もしそうしようとするならば、陳情の代表者等々含めて住民の思いをこの場で表明をするという方はどなたもいらっしやらないという中で陳情審査ということになるわけで、本当にそれで我々が住民の思いをしっかりと受けとめたということになるのかなということを思うときに、提案の特別委員会を設置をするということにぜひともご賛同をいただきたい。私自身は賛成の立場で討論をいたします。

議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げます、賛成討論といたします。

議長（谷口勝己） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

これより議員提出第1号議案陳情等調査特別委員会設置について起立により表決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（谷口勝己） 起立少数であります。よって、議員提出第1号議案は、否決されました。

日程第4 陳情第1号（上郷区の広域ごみ、汚泥処理施設の建設に反対する陳情書について）

議長（谷口勝己） 日程第4、陳情第1号上郷区の広域ごみ、汚泥処理施設の建設に反対する陳情書についてを議題といたします。

これより事務局に陳情書の趣旨説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（片山正幸） 失礼いたします。最初の方、議案と一緒に配りました陳情文書表の方をごらんください。

受理年月日、平成18年10月2日。陳情第1号。件名、上郷区の広域ごみ、汚泥処理施設の建設に反対する陳情書。要旨、私たち市谷住民は、別紙のとおり豊岡市議会に北但行政事務組合が上郷地区に予定している広域ごみ、汚泥処理施設の建設に反対する陳情書を市谷区民66名の署名をもって平成18年10月2日に提出いたしました。北但行政事務組合にも同じく下記の事項を陳情いたします。1、上郷区のごみ、汚泥処理施設の建設は市谷区民の合意を求めてください。2、環境影響調査の実施は、市谷区民の合意がない限りしないでください。提出者、豊岡市市谷95、今井賢市様ほか1名でございます。

1枚おめくりください。陳情書の表紙でございます。もう1枚おめくりください。左側が提出いただきました陳情書の原文です。右側が豊岡市議会に出されました陳情書の写し（別紙）でございます。最後のページには、説明の中にあります地図が掲載されております。

続きまして、もう一つの資料をごらんいただきたいと思います。陳情審査に伴う資料として、陳情第1号の署名人数の回答書の表紙が書いてあるものをごらんください。1枚おめくりください。日付が平成18年10月16日、北但行政事務組合議長、谷口勝己様。豊岡市議会議長、綿貫祥一。陳情審査に伴う署名人数の確認について（回答）ということで文書をいただいております。

平成18年10月13日付、北議第31号において照会のありました見出しのことについて、下記のとおり回答いたします。記。陳情件名、これは豊岡市議会での件名でございます。市谷地区の上郷区における広域・ゴミ汚泥処理施設建設反対に関する件。提出者は豊岡市市谷95番地、今井賢市様ほか3名であるということの回答をいただいております。

さらに、途中の経過を記載いただいております。10月2日現在、提出者、今井賢市様ほか65名。10月6日、陳情者変更申し出により陳情者59名削除。10月10日、同じく陳情者3名削除という回答書をいただいております。説明は以上です。

議長（谷口勝己） 質疑に入ります。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 本案は、陳情調査特別委員会の設置を提案いたしました但否決をされておりますから、本案につきましては慎重審査を期するため、次の定例会まで継続審査をされるよう動議を提出いたします。

議長（谷口勝己） ただいま安治川議員より継続審査に関する動議が提出されましたが、これに賛成

の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(谷口勝己) この動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

ただいま動議を出されました安治川議員より、動議の趣旨説明を求めます。

安治川議員。

安治川敏明議員 陳情審査特別委員会設置のときに申し上げましたが、主として2つの理由によって継続審査を必要とすると思います。

一つは、陳情の趣旨につきましては、私も拝見させていただいたところ、市谷地区の住民の皆さんが有志ではございますが上郷に建設をする場合には市谷区についても同意をとってもらいたいという趣旨というふうに取り取ることができます。これは極めて当然のことだと思われかもしれませんが、この経緯について、さらに陳情者の趣旨を聞かなくてはなりませんから、この場で聞くことはできませんから、改めて継続審査をお願いし、閉会中の臨時の措置を必要とすると思います。

それから、もう一つは、この66名とあるところ、議会事務局長が朗読されましたようにわざわざ北但議会の議長が豊岡市議会の議長に照会をしてこの回答を寄せるという、前代未聞の措置がとられておりますから、これについても経緯をしっかりと議論をすることが必要だということでございます。ご賛同をお願いいたします。

議長(谷口勝己) 説明は終わりました。

継続審査に関する動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(谷口勝己) 起立少数であります。よって、継続審査に関する動議は否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

5番梅谷光太郎議員。

梅谷光太郎議員 5番梅谷です。基本的なというか、今気がついた簡単な質問ですので。

ただいまの陳情第1号で提出者、最終的には今井賢市さんほか1名でよろしいのでしょうか。それとも、次々に陳情の取り下げというのがございましたようで、それによると今井賢市様ほか65名が59名削除になり、3名削除になりということになると、これは今井賢市様ほか3名というふうになるん違うかと思うんですけども、どちらが、陳情者の方、最終的に何人になったんでしょう。それをお伺いしたいと思います。

議長(谷口勝己) 事務局長。

事務局長(片山正幸) 失礼いたします。北但行政事務組合に提出されました陳情者は、こちらの原本見ていただきましたらわかりますように今井賢市様ほか1名が北但に出された陳情者の人数でございます。

議長(谷口勝己) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番吉岡正章議員。

吉岡正章議員 11番吉岡正章でございます。私は、本陳情、不採択の立場で討論させていただきます。

まず、陳情の趣旨でございます。まず、権限のない豊岡市議会に陳情が出されましたが、その後、陳情したので権限のある北但行政事務組合議会にも陳情するという、こういったことは大変筋が違い過ぎております。

さらに、66名の署名をもって豊岡市議会に陳情したということでございますけれども、豊岡市議会にさっきも確認の報告がありましたけれども、62名から署名の取り下げがあったということでございました。しかし、陳情文をよく見ますと、訂正をされておられません。このままでは陳情の趣旨は事実と異なっておるということでございまして、事実でないことを議会で賛同するわけにはいかないということでございます。

次に、陳情事項でございます。上郷区のごみ汚泥処理施設の建設並びに環境影響調査の実施に上郷区以外からの合意を求めるといふ陳情でございますけれども、上郷地区以外に合意が必要かどうか、私は疑問でございます。仮に当該地区以外にも合意が必要ということになりますと、ほかの行政にも整合性を持った対応を求めることになります。そうしますと、今後、行政の推進、執行に重大な課題を残すこととなります。当該地区以外に合意を求めるといふふうなことよりも、むしろ理解を求める努力を要求すべきであり、本件陳情事項には無理があると言わざるを得ません。

したがって、本陳情は不採択とすべきだと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（谷口勝己） 討論ありませんか。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 私は、本来は継続審査をして、今、吉岡議員が述べられたようなことも大いに議員間で議論をすべきだと思いますけれども、継続審査動議も否決をなさいましたから、私はやむなく採択の立場から討論をいたします。

第1に、市民が豊岡市議会であろうが北但議会であろうが県会であろうが国会であろうが、請願権を行使することは筋は何にも違っておりません。どちらに先に出そうが、そんなことを問題にする方が不見識であります。

第2に、62名が取り下げるといふこと、異常だと思わない方が異常ではないでしょうか。こんなことがまかり通ったら、私は本当はよくないということを議会が言わなくちゃならんんじゃないでしょうか。あるいはこれは調べてみないとわからないというところまでは一致するのではないのでしょうか。

私は、本来は北但議会の議長が、2名で提出されたものが少しも変わらないわけですから、本文の中に何名で豊岡市議会に出したかなどということは問い合わせをするほどのことでもない。違ったら違ったら議員が調べて物を言えればいいわけであって、何でこんな問い合わせがやられたのかなということ、議長さんがなさることだから、私が議長になりかわってしてもいいとかせんでもいいとかいうことは言う必要がないから言いませんでしたけれども、陳情の趣旨とは何の関係もない。そういうことを本議場で非難するようなことこそ非常識きわまると私は思います。

また、市谷の区民であろうがこの区民であろうが、豊岡の市民あるいは構成市町の町民、市民が私のところは疑問を持っていると。だから説明してもらいたいし、合意してもらいたいとおっしゃっても一向に差し支えない。それを行政なり議会なりがどう取り扱うかということはありません。私は、少なくとも隣接をしたり近接をしている地域の人たちがこういうことを言うのは一向に差し支えないわけであって、私はすべての議員がこの方々の言い分をよく聞いて判断をなさるとということが至当でありますけれども、本議会で直ちに判断をしろという強いご意見が議会の多数だそうでありますから、私は市民の言い分をまず耳を傾けるという立場から、本議案の採択を要求いたします。

議長（谷口勝己） 討論ありませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。私も、本陳情を採択をすべきだという立場で討論をしたいと思います。

といたしますのは、この組合議会に陳情者ほか1名、2名で陳情されているということであります。その上で、我々がどう判断するか。本来はしっかりと関係者の思いを受けとめるというためにも、しっかりと時間を確保して、あるいはそれができるだけだけの体制も整えてということで、特別委員会の設置等々にも賛成をするということで来たわけですけれども、少なくともこの上郷については前段でもさまざま議論がありました。環境影響評価の調査等々の関係でも5キロとか6キロとか、そういう適地からの距離を想定をするというふうなこと、そういうふうに決めたということではないようですけれども、とりあえずそういう指針があるという中で、まさにこの市谷というところは適地だとされているところから1キロ圏に住民が生活をしているわけです。同時に、田んぼもあるというふうな状況の中で、大変関心を持って当然だというふうに思いますし、旧日高町の施設等もさらに近いところにあったという過去の経過も含めて考えるときには、本当にそういう思いが切実なんだろうなということを思っております。

よって、本陳情は採択をすべきだということを申し上げたいというふうに思います。以上です。

議長（谷口勝己） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

これより陳情第1号上郷区の広域ごみ、汚泥処理施設の建設に反対する陳情書について起立により採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（谷口勝己） 起立少数であります。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 陳情第2号（上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について）

議長（谷口勝己） 日程第5、陳情第2号上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書についてを議題といたします。

これより事務局に陳情書の趣旨説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（片山正幸） 失礼します。この陳情文書表の表紙の3ページをごらんください。陳情文書表です。

受理年月日、平成18年10月19日。陳情第2号、件名、上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書。要旨、私たちを取り巻く環境の汚染はさまざまな原因によると考えられていますが、中でもごみ焼却炉から出るダイオキシン初め水銀、鉛などの重金属、SPM（極小浮遊物質）が健康被害をもたらしているのではないかと疑われています。私たちは、空気を選ばません。上郷から5キロ圏内に住む私たちは、上郷と同じようにごみ焼却炉からの排ガスの影響を受けると考えています。ごみ問題は全市民の問題であり、将来の孫子の代まで影響の残る大事な問題です。全市民でこれからのごみ処理を検討する前に、まず大型焼却炉をつくらうとする姿勢に大きな不安と疑問を禁じ得ません。コンサルタント主導の大企業のためのごみ行政であってはなりません。将来の人々のため、自然やコウノトリと共生できるごみ行政を望みます。要旨、1、上郷のごみ・汚泥焼却炉施設の建設に反対。2、焼却に頼らないごみ処理を具体的に全市民でつくっていきましょう。提出者、豊岡市日高町上郷467の1、松原朋恵様ほか56名からの提出でございます。

1枚おめくりいただきましたら、5ページに陳情書の表紙、さらにめくっていただきましたら6ページに陳情書の原本をつけておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。以上です。

議長（谷口勝己） 質疑に入ります。

3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 陳情第1号と同様の趣旨で、継続審査の動議を提出いたします。

議長（谷口勝己） ただいま安治川敏明議員から、継続審査に関する動議が提出されました。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（谷口勝己） この動議は、1名以上の賛成者がありますので成立いたしました。

ただいま動議を出されました安治川敏明議員により、動議の趣旨説明を求めます。

安治川敏明議員。

安治川敏明議員 陳情1号とほぼ同様の理由で、継続審査をお願いをいたしました。どうぞご採択のほどよろしく願いいたします。

議長（谷口勝己） 説明は終わりました。

継続審査に関する動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（谷口勝己） 起立少数であります。よって、継続審査に関する動議は否決されました。

質疑に入ります。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番吉岡正章議員。

吉岡正章議員 11番吉岡正章でございます。私は、陳情2号に不採択の立場で討論いたします。

まず、生活環境影響調査を実施していない現在におきまして、陳情者のご不安もやむを得ないものかとは思いますが、陳情の趣旨で指摘されているようなご心配をなくしていただくのが今回の広域でのごみ汚泥処理施設の整備だということもまたご理解をいただきたいと思っております。

北但のごみ汚泥処理計画のそもそものは、平成9年に策定された厚生省のごみ処理にかかわるダイオキシン類発生防止等ガイドラインに端を発しております。小規模の焼却施設では、ダイオキシン類の発生を抑えることが困難という技術的な側面から、広域でごみ処理を行い、ダイオキシン類の発生を抑え、住民の健康を守るために広域でごみ処理を行おうとするものであります。

したがって、兵庫県、但馬広域行政事務組合、北但地域ごみ汚泥処理施設推進協議会などの協議を経まして、平成16年6月、当時の関係1市10町の議会で日高町上郷を適地として選定したので、用地交渉や建設計画を進めていくに当たり、北但行政事務組合の事務とすべく議案を同文議決を行い、今日に至っております。すなわち、現段階においては広域でごみ汚泥処理をするのが住民の健康被害をなくすための最善の策だと、北但の議会はもちろんですが、構成1市2町、合併前の1市10町でございますが、の議会は意思決定をいたしております。

私たち議員は、もとより常に住民の健康を最優先に議会の権能を駆使して判断をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上の理由によりまして本件陳情は採択できませんから、不採択とすべきでございます。よろしくお願いいたします。

議長（谷口勝己） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。広域化の意思決定を既に終わっておるということで、こういう陳情は不採択とすべきだということでありまして、前の議論でもありましたように、上郷にということを決めたということはございませぬし、さらに今後ともさまざまなことを議論しようというふうな中で、こういうものが陳情者の陳述の場も与えられず、半ば門前払いというふうなことでなされるならば、実は当議会の存在というのは何なのかということが問われかねないと思っております。環境に対する影響評価というふうなこともまだこれからという中なんですけれども、この陳情書の中にあります5キロ圏内に住む私たちというこの表記は、やっぱりあの能力の規模からすると5キロ6キロ圏を対象とするような大気というふうなものの調査というものがやっぱり必要になるのかなということを思うときに、もっともっと本当に多くの方々にもこういうことを知っていただくということが大事なんだろうということを思うのと、いま一つは、ダイオキシン対策が規模の小さいものなら困難だということも言われたわけですが、矢田川レイナーなり美西の施設は8時間炉でありまして、近隣の皆さん方が安心して暮らせないというふうなことになってしまつては困るなど。

私は、旧矢田川流域衛生事務組合の当時もダイオキシン対策をしっかりとやるべきだということで平成6年から稼働しているレインボー、4年の段階で設計変更、計画変更までして、当時としては最新と言われる施設にしたはずでありまして、そういう点からしても、規模の小さいものはだめなんだと、こういう論がこういう公の場でされるということに大変な寂しさを感じているものであります。

そういう意味でも、本陳情はもうほかに道がないとするならば採択をすべきだということを申し上げておきたいと思います。以上です。

議長（谷口勝己） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

これより陳情第2号上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について起立により採決いたします。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（谷口勝己） 起立少数であります。よって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

日程第6 陳情第3号（上郷地区の広域ゴミ・汚泥処理施設の建設に反対する陳情書について）

議長（谷口勝己） 日程第6、陳情第3号上郷地区の広域ゴミ・汚泥処理施設の建設に反対する陳情書についてを議題といたします。

これより事務局に陳情書の趣旨説明をさせます。

事務局長。

事務局長（片山正幸） 続きまして、7ページをお開きください。受理年月日、平成18年10月20日。

陳情第3号、件名、上郷地区の広域ゴミ・汚泥処理施設の建設に反対する陳情書。要旨、私は、ごみ焼却炉は大気、土壌、水質を汚染するダイオキシンを初めさまざまな有害物質を排出する極めて危険な施設と認識しています。環境を汚染することによって、私たちの命の根源である食べ物を汚染し、それを食べることによっていろいろな体の不調を引き起こす原因にもなり得ると思っています。人間は、生きるために呼吸をしなければなりません、きれいな空気を吸いたいと願っていても、ごみ焼却炉を勝手に建設されてしまい、汚染された空気を吸わされるなんてとても我慢できません。北但行政事務組合が上郷地区に広域ごみ汚泥処理施設の建設を計画していますが、このようなごみに加えて下水汚泥まで焼却する施設の建設には絶対反対です。建設計画を撤回してください。陳情の事項、1、上郷地区の広域ごみ汚泥処理施設の建設をしないでください。提出者、豊岡市出石町嶋87の1、瀬尾美栄様ほか10名です。

1枚おめくりください。9ページには陳情書の表紙を、さらに10ページは陳情書の原本をつけておりますので、ご清覧ください。以上です。

議長（谷口勝己） 質疑に入ります。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 陳情 1 号、2 号同様の理由により、継続審査の動議を提出いたします。

議長（谷口勝己） ただいま安治川敏明議員より継続審査に関する動議が提出されましたが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（谷口勝己） この動議は 1 名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ただいまの動議を出されました安治川議員より、動議の趣旨説明を求めます。

安治川敏明議員。

安治川敏明議員 1 号、2 号の際にも申し上げましたけれども、本陳情につきましても中身は陳情者の趣旨説明をよく聞かなくてはなりません。

また、この陳情もまことに不思議なことに、出されて間髪入れずまた署名者が複数取り下げる。お聞きするところ、陳情書の原本を見せていただいたところ、同じ地区の人ばかりということでもありますから、まことに不思議なことであります。この経緯についても、ぜひ陳情を継続審査して丁寧に調査をしたいものだということを申し上げておきたいと思えます。

議長（谷口勝己） 説明は終わりました。

継続審査に関する動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（谷口勝己） 起立少数であります。よって、継続審査に関する動議は否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11 番吉岡正章議員。

吉岡正章議員 11 番吉岡正章でございます。陳情 2 号と同趣旨によりまして、本件も不採択とすべきであると思えます。以上でございます。

議長（谷口勝己） ほかにありませんか。

3 番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 陳情 1 号、2 号に続いて、3 号につきましても継続審査動議が否決をされましたから、やむなく即決をする本議会では採択をするということを全議員にお願いを申し上げる次第です。

趣旨は 1 号、2 号と同様でございますけれども、特にこの際強調したいのは、市谷に続いて出石の地域まで陳情取り下げなどという前代未聞のことが組織的に行われた形跡があることは、本議会の運営上も極めて重大なことだというふうに思います。これは私の杞憂にすぎないのならば結構でございますが、そうでないということである以上、採択をして陳情者の趣旨が尊重されるように計らっていくのが議会の務めだと思ひ、議場の皆様のご採択をお願い申し上げる次第であります。

議長（谷口勝己） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 討論を打ち切ります。

これより陳情第3号上郷地区の広域ゴミ・汚泥処理施設の建設に反対する陳情書について起立により採決いたします。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(谷口勝己) 起立少数であります。よって、陳情第3号は、不採択とすることに決定しました。

次に、本日お手元に配付いたしております一覧表のとおり、議会運営委員長から所管の事務について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、第60回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後4時08分

〔議長閉会あいさつ〕

議長(谷口勝己) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る10月23日に招集されまして、本日までの8日間にわたり条例改正3件、決算認定1件の合計4議案について慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでございます。

また、広域ごみ汚泥処理施設反対の3件の陳情書については、不採択とすべきものと決しました。管理者を初め当局各位におかれましては、広域ごみ汚泥処理施設建設について上郷区を初め周辺地区の皆さんのご理解を得られるよう、最大限の努力を願うものです。

終わりに当たり、議員各位には諸行事多端な折から、どうかご自愛くださいませ一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者(中貝宗治) 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る10月23日に開会いたしました第60回北但行政事務組合議会定例会は、8日間の日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりましたことは、組合発展のためまことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対しまして心から深く敬意を表します。

今期定例会には、私から4件の案件を提案申し上げましたが、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、広域ごみ汚泥処理施設整備反対の3件の陳情書につきましてはいずれも不採択となりましたが、陳情者が訴えておられますご心配の点などを十分踏まえつつ、これまで以上に積極的な話し合いを通して皆様のご理解、ご協力がいただけるよう、誠意を持って全力を傾注してまいり所存です。

議員各位並びに組合構成市町の格別のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、閉のごあいさつといたします。ありがとうございました。